

第5章 コロンビアの中小・零細企業  
振興政策



## 第5章 コロンビアの中小・零細企業振興政策

第2章 2.4節において、工業振興政策の全般について述べたが、本章では、そのうち中小・零細企業に対する施策とその実施状況について詳述し、問題点を明らかにする。その前に中小・零細企業と金属加工業のコロンビア経済における地位を概観する。

### 5.1 コロンビアにおける中小・零細企業と金属加工業

#### 5.1.1 製造業部門と中小規模工業

製造業部門の GDP全体に占める割合は1960年後半21%前後で推移し、1970年に入って少しずつ上昇し、1974年23.5%でピークとなった。その後1980年前半の経済後退の時期には20%台となり、1980年代後半は21%強となっている。ここ10年、21%前後で横ばい状態であると言える。

製造業の内、統計に現れるフォーマルな企業について企業数、雇用数及び付加価値額を規模別に示したものが Table 5.1である。ただし、同表では従業員10人未満の零細企業は除外されている。GDPの21%を占める製造業全体で1986年には6,556企業あり、46万人の雇用を作り出し、1.3兆ペソの付加価値を生み出している。1986年の数値を見ると中小企業は企業数で93%を占めており、雇用の52%を吸収し、付加価値額の37%を占める。1人当りの付加価値は小企業 1.7百万ペソ、中企業 2.1百万ペソ、大企業 3.6百万ペソである。

10年前の1977年の数値と比較してみると企業数、雇用数ともに小企業が増加し、中企業はほぼ横ばい、大企業は減少傾向にある。付加価値に占める割合も同様の傾向にある。

#### 5.1.2 金属加工業部門

##### (1) 歴史的経緯と問題点

コロンビアの金属加工業（機械製造業も含む。以下同じ）はヴェネズエラやブラジルの近隣諸国や韓国、台湾などのアジア諸国と比較して1960年代に遅れがでてきた。1970年に入って資本財の輸入が増えたため、資本財の輸入

代替を促進しようとした際に彼等との技術格差に気が付いた。このため、1970年代は消費財の輸入代替に専念せざるを得なかった。1980年に入って資本財の輸入代替に力を注ぎ始めたが、当時は資本財の20%が国産可能と推定され、現在は30%と考えられている。

資本財の生産を受持つ金属加工業の立遅れは、経済全体の発展を阻害する一つの大きな要因となっている。資本財の国産化が進めば貿易収支の改善、資本財を利用して生産する消費財の輸出拡大及び資本財そのものの輸出の可能性がでてくる。

金属加工産業が立ち遅れた理由は次の悪循環のためである。

- 1) 国内市場が狭い
- 2) そのために国内生産が行い難いし、生産される場合には政府の保護を受け、ある場合は生産独占になりがちである。
- 3) このために競争原理が働かず、生産の合理化が遅れ、国際的に見て品質・価格・納期の点で競争力が弱い。
- 4) このために金属加工製品の輸入依存度は低くならず、輸入規制をしている製品について密輸が広く行われ、さらに輸出は伸び悩み、かつ輸出される場合でも継続性が低い。
- 5) この様にして国内市場での国産の比率が伸びず、また輸出が伸びにくいことから全体の市場が伸びない。かくして、1)に戻り悪循環に陥ることになる。

事実、コロンビアにおいては組立工業が少なく外資系大企業も少ない。また、関税で国内市場と販売価格を保護された企業は、技術革新、輸出市場開拓の努力をせぬまま、寡占状態に安住している。更に、国産原材料も保護関税で守られているので良質で安価な原材料の供給がされず金属加工製品も低品質、高価格とならざるを得ない。これも輸出競争力のある製品の生産ができない要因となっている。

最近、コロンビア政府は自由化政策を取ることに決めた。自由化政策により、輸入の自由化と関税の引下げが段階的であるにしろ実施される。この事は、上記3)の問題に競争原理を導入することになり、各企業は国際競争力を持つために近代化を余儀無くされることになり、その意味で優れた政策であり、上記悪循環から抜出す可能性を持っている。

## (2) 製造業の中の金属加工業の地位

Table 5.2に金属加工業の製造業全体に占める地位を示した。  
金属加工業とはCIIU分類 381から 385までの次のサブセクターである。

CIIU	サブセクター
381	機械を除く金属加工品
382	電気機械を除く機械類
383	電気機械
384	輸送機械及びその修理
385	事務用機器と電子機器

Table 5.2によれば、製造業全体に対して金属加工業は企業数で20%、雇  
用者数で17%を占めており、ともに1975年と1983年で違いはほとんど見られ  
ない。付加価値額では1975年に14.1%あったものが、1983年には12.8%に落  
ちている。1975年は GDPの伸びが高い時期であり、1983年はコロンビアの経  
済が不況の時期である。製造業全体の平均と比べて、金属加工業は好不況の  
影響を受け易い部門と見ることができよう。

Table 5.3に金属加工業のコロンビア経済における位置付けを示した。統  
計資料が不備のために、直接金属加工業の GDPに占める比率を知ることがで  
きない。そのため推定値として1)全 GDPに占める製造業の比率に、2)製造業  
に占める金属加工業の付加価値額の比率を乗じて、3)全 GDPに占める金属加  
工業部門の GDP比率とみなした。

1975年は、金属加工業は全 GDPの3.27%であったものが年毎に減少し、  
1986年には2.42%となった。製造業全体に占める付加価値額のシェアも同じ  
く14.1%から11.4%へと下落している。金属加工業は製造業の地位を押し上  
げる役割もしていないし、GDPを上昇させるための貢献もしていないことにな  
る。金属加工業や機械工業は本来工業化の推進役になるべき工業分野である  
にもかかわらず、逆に置去りにされている。

Table 5.1 COMPARISON OF MANUFACTURING INDUSTRY BY SCALE<sup>1/</sup>

	1977		1980		1983		1986	
	Value	%	Value	%	Value	%	Value	%
<b>(1) Number of Establishment</b>								
Small <sup>2/</sup>	3,943	(66.8)	4,017	(66.6)	4,293	(68.7)	4,638	(70.7)
Medium <sup>3/</sup>	1,464	(24.8)	1,493	(24.8)	1,494	(23.9)	1,453	(22.2)
Large <sup>4/</sup>	493	(8.4)	519	(8.6)	463	(7.4)	465	(7.1)
<b>Total</b>	<b>5,900</b>	<b>(100.0)</b>	<b>5,029</b>	<b>(100.0)</b>	<b>6,250</b>	<b>(100.0)</b>	<b>6,556</b>	<b>(100.0)</b>
<b>(2) Number of Employment</b>								
Small	91,669	(19.0)	92,791	(18.2)	96,290	(20.4)	102,929	(22.3)
Medium	140,109	(29.1)	144,340	(28.3)	142,432	(30.2)	135,548	(29.4)
Large	250,468	(51.9)	273,595	(53.5)	233,322	(49.4)	223,311	(48.3)
<b>Total</b>	<b>482,246</b>	<b>(100.0)</b>	<b>510,726</b>	<b>(100.0)</b>	<b>472,044</b>	<b>(100.0)</b>	<b>461,788</b>	<b>(100.0)</b>
<b>(3) Value Added (Million Pesos)</b>								
Small	14,871	(9.2)	29,885	(9.0)	47,431	(8.6)	175,868	(13.8)
Medium	36,146	(22.4)	67,157	(20.3)	131,807	(24.0)	289,405	(22.8)
Large	110,701	(68.4)	233,685	(70.7)	369,399	(67.4)	804,932	(63.4)
<b>Total</b>	<b>161,718</b>	<b>(100.0)</b>	<b>330,727</b>	<b>(100.0)</b>	<b>548,637</b>	<b>(100.0)</b>	<b>1,270,205</b>	<b>(100.0)</b>

Note: <sup>1/</sup> CIU 311 to 390    <sup>2/</sup> 10 to 49 workers    <sup>3/</sup> 11 to 199 workers    <sup>4/</sup> 200 and more workers  
Source: DANE—Encuesta Anual Manufacturera

Table 5.2 METALWORKING INDUSTRY IN MANUFACTURING INDUSTRY SECTOR

	Number of Establishment			Number of Employment			Value Added (Million Pesos)		
	1975	1983	1983	1975	1983	1983	1975	1983	1983
(1) Total Manufacturing Industry (CIU 311 to 390)									
Small <sup>1/</sup>	3,934	4,293	90,074	96,290	47,431				
Medium <sup>2/</sup>	1,380	1,494	131,914	142,432	131,807				
Large <sup>3/</sup>	448	463	230,605	233,322	369,399				
Total	5,762	6,250	452,593	472,044	548,637				
(2) Metal-Mechanical Industry (CIU 381 to 385)									
Small <sup>4/</sup>	841	902	19,802	20,080	9,935				
Medium	263	242	20,951	20,291	15,133				
Large	110	116	37,207	40,205	44,920				
Total	1,214	1,260	77,960	80,576	69,988				

Note: <sup>1/</sup> 10 to 49 workers <sup>2/</sup> 11 to 199 workers <sup>3/</sup> 200 and more workers <sup>4/</sup> Percentage to Total Manufacturing Industry  
 Source: DANE—Encuesta Anual Manufacturera

Table 5.3 METALWORKING INDUSTRY IN TOTAL ECONOMY

Unit: %

	(1) Share of Manufacturing Sector to GDP	(2) Share of Metalworking Sub-sector to Whole Manufacturing Sector (Value Added)	(3) Share of Metalworking Industry to GDP (1) × (2)
1975	23.2	14.1	3.27
1980	22.4	12.7	2.84
1981	21.3	13.1	2.79
1982	20.8	13.7	2.84
1983	20.7	12.8	2.65
1984	21.2	12.8	2.71
1985	21.2	12.2	2.59
1986	21.2	11.4	2.42

Source: DANE, COLOMBIA ESTADISTICA, 1988



## 5.2 中小・零細企業振興のための施策

1987年 8月にコロンビア政府が発表した社会経済開発計画(Plan de Economía Social)において、中小・零細企業の振興が、雇用、所得、生産の増大に大きな役割を占めることが明記されている。この目的を達成するためには、中小・零細企業振興をサポートする基本的な法律や計画が策定され、これに基づいてより具体的な法体系と実施方法が確立されなければならない。しかしコロンビアにおいては、振興計画実施のための法制化はまだ緒についたばかりである。

1990年 2月現在、中小・零細工業振興の枠組を示す「法令78」と零細企業振興のための「零細企業開発国家計画(PNDM)」の2つしか根拠がない。前者は1988年12月の施行であり、後者は1984年 3月に第1次計画が発表され、1988年 5月に第2次計画が発表されたものである。以下にそれぞれの内容について述べる。

### 5.2.1 零細企業及び中小工業振興基本法(法令78)

法令78(Ley 78)は、1988年12月21日付で公布・施行になった中小・零細工業の振興のための法令である。この法令は15条よりなり振興策の枠組を与えるもので、1990年 2月現在、経済開発省において法令78の実施細則を起案中である。

#### (1) 目的

- 1) 中企業を大企業へ、小企業は中企業へ、インフォーマルセクターの零細企業を小・中企業へと育成する。
- 2) 個人企業又は個人労働の多い零細企業については、企業家精神を喚起し、低所得者層への所得と融資を再分配する。
- 3) 中小企業については、総合的な振興策を推進することによって、雇用の創出、地域振興、産業の統廃合、所得の再配分、国家資本の形成及び新しい企業の創業に貢献せしめる。
- 4) 国家の行動方針の基準を明確にすることによって、関係機関の有機的な協力体制の確立を図る。これによって生産性の向上に重要な役割を果たすべき人的資源の訓練と活用が強化される。

- 5) 中小及び零細規模工業の創立と企業経営のためのよりよい条件の確立を促進する。

## (2) 零細・中小企業の定義

### 1) 零細企業の定義

労働者数 1人又はそれ以上の経済単位を零細企業とする。製造業、商業、建設業、又はサービス業は下記の条件を同時に満たす必要がある。

- 常時雇用者数が20人を超えないこと
- 総資産が15百万ペソ未満であること

### 2) 中小工業の定義

製造にたずさわる自然人又は法人で、下記の条件を同時に満たすものを中小工業と定義する。

- 従業員数が 199人を超えないこと
- 総資産が 3億ペソを超えないこと

(注) : 上記の定義は、1987年の統計に基づいたものである。  
インフレの状況により修正されることがある。

## (3) 経済開発省の役割

- 1) 政府は、零細企業の政策に係わる諮問委員会と、中小企業に対する諮問委員会を、経済開発省内に設置する。
- 2) 政府は、経済開発省内に零細及び中小企業担当部門を設置する。
- 3) 諮問委員会を構成する国家関係機関は、活動計画とそれに必要な費用を 6ヶ月毎に経済開発省に報告しなければならない。

#### (4) 金融支援

##### 1) CFP (国民金融公庫) の役割

国民金融公庫 (CORPORACION FINANCIERA POPULAR - CFP) は、経済開発省傘下の国営金融機関であり、中小・零細企業への金融及び技術支援機関を目的としている。この目的を果たすため、法で許されたファイナンス・コーポレーションの業務を行うことができ、リース会社、貯蓄銀行としての業務もできる。

このほか、次のようなファイナンスを行う権限が与えられる。

- a) 零細及び中小工業が生産に必要な原材料及び資本財を協同組合として購入しようとするとき。
- b) 中小工業が個別に、又は協同組合として市場開拓を行おうとするとき。
- c) 車輛の修理工場又は、資本財や機器の補修、修理を行う企業
- d) 工業、商業、建設業、サービス業に従事する零細企業及び中小企業が経済活動や生産活動の拡大のため協同化しようとするとき。
- e) 零細企業及び中小工業が、輸出振興基金 (FONDO DE PROMOCION DE EXPORTACIONES - PROEXPO) の融資を利用して輸出をしようとするとき。

また CFPは、融資総額の内25%を零細企業へ融資する。

##### 2) IFI (工業開発金融公社) の役割

工業開発金融公庫 (INSTITUTO DE FOMENTO INDUSTRIAL - CORPORACION FINANCIERA - IFI) は、経済開発省傘下の国営開発銀行である。IFIは CFPを通じて零細企業及び中小工業に対して、総融資額の 1%を融資する。

(5) 零細企業及び中小工業向技術支援、技術開発基金

掲題の名称の技術振興基金を創設する。この基金は、経営管理技術の訓練と、より適正な技術を導入するために利用される。政府はこの基金のため国家予算を計上する。この基金の運営は、経済開発省を通じて発令される規定により CFPが行う。

(6) 技術支援機関

労働省傘下の職業訓練センター (SERVICIO NACIONAL DE APRENDIZAJE - SENA) は、年間予算の最低 2%を零細企業の創業支援及び中小工業への技術支援に当てる。また SENAは、(5)の基金の活用に際し、その機能を発揮しなければならない。

(7) 国家開発計画基金

国家開発計画基金 (FONDO NACIONAL DE PROYECTOS DE DESARROLLO - FONADE) は、返済不要のクレジット総額の 4%を零細企業及び中小工業の投資前調査のため、毎年供与しなければならない。

上記(1)から(7)までに零細企業及び中小工業振興基本法 (Ley 78) の概要を述べた。法令78の特徴は、中小・零細企業向の公的金融機関の窓口として CFPを任命し、技術振興基金を創設し、SENAに技術振興の役割を与えたことにある。また、CFPは零細企業へ総融資額の25%、IFIは中小・零細企業へ同 7%の融資を義務付けた点も重要なポイントであろう。

一方、零細企業の定義が従来 DNPが使用してきた基準と異なっていて整合性がない。例えば、本調査でも採用している DNPの定義では、従業員数10人以下の企業を零細企業としているが、一方法令78では20人以下となっている。米州開発銀行の零細企業向クレジット・ラインは従業員10人以下をとっている。今後法体系を整備していくに当たって、統一された定義が必要となってくる。

### 5.2.2 零細企業開発国家計画 (PNDM)

零細企業開発国家計画 (PLAN NACIONAL PARA EL DESARROLLO DE LA MICRO-EMPRESA - PNDM) は法律ではなく、DNPが草案を作り経済社会政策評議会 (CONSEJO NACIONAL DE POLITICA ECONOMICA Y SOCIAL - CONPES) が承認した国家計画である。CONPESとは1974年法令 627号によって設立された社会、経済開発政策面での政府に対するアドバイザーである。メンバーは、大蔵大臣、農業大臣、経済開発大臣、公共事業大臣、国家企画庁 (DNP) 長官、中央銀行総裁、貿易局 (INCOMEX) 長官、コーヒー生産者連合会会長よりなり、DNP長官が司会を行う。

PNDMは1984年 3月より DNPの主導で開始され、1988年 5月にはPNDM/1988-1990として計画内容を拡大充実した。この計画は政府諸機関、各種財団を中心とする非政府機関 (Non-Governmental Organizations - NGO)、民間企業組合、国内金融機関、国際金融機関 (特に米州開発銀行)、大学などが参加する一つの大規模な零細企業振興運動となっている (Table 5.4、Table 5.5 参照)。以下にPNDMの概要を述べる。

#### (1) 目的

基本目的は、零細企業を国家経済開発と雇用の創出にとって重要な要素であるとしてとらえ、零細企業の発展をサポートしようとするものである。また経営管理、生産技術、生産性、社会参加の向上を通じて、零細企業で働く人々の生活のレベルと質の改善を図ろうとするものである。

より具体的な目的として下記の 6項が挙げられている。

- 1) 零細企業の生産性向上のための生産技術の改善
- 2) 零細企業労働者の収入の向上
- 3) 零細企業の総合力を強化し他の生産分野と融合させ、富を創造するとともに適正な分配を行う。
- 4) 零細企業への投入物 (原材料等) 購入と生産物販売のための新しいマーケティング・チャンネルを作る。

- 5) 零細企業の経営者、労務者、家族に対して健康保険、社会保険への参加を図る。
- 6) 零細企業の協同化や組合の結成を支援する。

## (2) 戦略と方法及び実績

上記の目的を達成するため、下記の 7つの戦略が立てられる。この内の上から 3つは、1984年開始のPNDMからの継続であり、あとの 4つはPNDM/1988-1990で追加されたものである。

- 1) 経営管理技術の訓練
- 2) 経営管理に対する助言
- 3) 零細企業金融の拡大と充実
- 4) マーケティング（原材料購入・製品販売）機関の創設と拡充
- 5) 企業間の組織化と協同化
- 6) 零細企業振興の法体系の整備
- 7) 技術開発の推進

それぞれの戦略の概要、方法及び実績について以下に述べる。

### 1) 経営管理訓練

零細企業の経営者層に対し、基本的な経営管理技術を会得させる。訓練コースは「会計」「業務計画書作成」「マーケティング」「原価」の 4つが基本となっており、米州開発銀行のいわゆる BIDラインの融資を受ける場合には、この 4つを受講するのが必要条件となっている。この 4つのコースのほかにも訓練コースが追加されている。例えば、カルバハール財団は「経営原理」「財務分析」「製造原理」「人事管理」「品質管理」を追加した。

もちろん、この訓練コースは融資を受ける者だけが受講するのではなく、一般に開放されているものである。訓練を行う機関は公益民間財団を中心とする NGO及び国家機関SENAで、全国に存在する。

訓練コースはどの業種にも必要な経営技術に関するものであり、生産技術に直接係わる訓練教育は、このスキームの中では行われていない。

## 2) 経営管理に対する助言

企業を訪問し、各企業の経営手法の改善につき助言を行うもので、経営管理、財務管理、営業企画、技術改善、市場開拓などが主要助言項目である。助言を行うのは、上記 1) の訓練を行う機関とほぼ同じである。

## 3) 金融

1984年より1989年 8月現在までの間に、PNDMは72億ペソの融資を達成した。融資の資金源はおよそ50%が BIDライン(1次、2次、3次を含む)によるもので、あとの50%は NGOによるものであった。

PNDM/1988-1990については、この第2次PNDMが開始された時期に BIDライン800/SPの貸付も開始され、PNDMによる金融の主要財源となっている。この BIDラインについては第6章 6.3.1項で詳細を述べる。そのほかに NGO独自の資金源がある。1988年 9月から1989年 6月までの間に、BIDラインから融資した件数は 1,646で、金額は 1,468百万ペソである。

## 4) マーケティング機関

零細企業のために、原料購買と製品販売の仲介をする機関を全国10都市に創設する目標をたてている。この機関は、財団、SENA、零細企業の組合、金融仲介機関などの出資による非営利企業で、仲介する売買額の5%を報酬として受取り運営費用に当てる。現在下記の4都市で既に活動を始めている。

BOGOTA	—	PROMIC
MEDELLIN	—	PROCOMMERCIAL
CALII	—	FUNDEMIC
IBAGUE	—	ACTUAR

そのほかBARRANQUILLA、BUCARAMANGA、PASTO、CALDAS、RIOHACHAなどの都市において設立を計画中である。

## 5) 協同化

企業活動の効率化と強化、インフォーマルから社会的責任を持ったフォーマル企業への移行、各種振興計画の効率的運用、政府機関等との対話の窓口の創設、集団による教育訓練などを目的として零細企業の協同化を推進する。SENA、CORFAS、UNICEF、FESCOLの協力により、協同組合が全国で約80結成できた。一つの協同組合は平均50社よりなるので、約4,000の零細企業が組織化できたことになる。

## 6) 法体系の整備

零細企業に従事する人々が法律の枠内に入るように、また社会保障の権利を享受できるような法規の研究と制定を行う。PNDM/1988-1990で新しく制定された法律は前項5.2.1の法令78のみである。しかし現在、広範囲に亘る法規を準備中である。

## 7) 技術開発

PNDMにおける技術開発の主眼点は、a) 零細企業の生産技術の向上を効率的に推進するために、従来の生産技術と将来の方向を調査する、b) 経営管理手法に対する訓練と活動と生産技術面での訓練や助言を一体化させる、c) 資本財の生産技術を向上させることにある。

SENA、大学、財団及びDNPがこの活動を行うことになっている。各種の調査が世界銀行やJICAの協力によって行われている。

## (3) PNDMの総合評価と問題点

PNDMは多くの政府及び国家機関により推進され、約30のNGOが訓練や金融に参画し、6つの金融仲介機関が制度金融の管理に携っている。

第1次PNDMが開始された1984年から1989年の半ばまでの約5年間に、何らかの形で同開発計画の支援を受けた企業数は15万に上り、融資総額は72億ペソに達した。全国の零細企業数を120万とすれば、12.5%の企業がPNDMの恩恵を受けたことになる。

PNDM推進の主要な担い手はNGOである。すなわち、政府等公的機関よりも民間団体が零細企業の振興に貢献していると言えよう。これはコロンビア特



有のやり方であって優れた手法である。しかし、各民間団体が独自の方法で零細企業及び貧困層を支援していたものを、PNDMという枠組におさめようとしたため、活動の内容と方法に統一性がない面がある。政府がより強いリーダーシップを取り、PNDMの推進をする課程で次第に統一し、調和あるものに改善していく必要があるだろう。

各活動の内、訓練、助言に関しては、量の拡大（参画団体の増加）と質の向上（訓練内容の拡大）に務めていくべきであろう。金融については幸い BIDラインが1990年以後も継続が見込まれるが、全般に供給量が少ない。

今後、特に力を入れるべき分野は、協同化、技術開発支援、法的整備、広報活動であろう。アンケート調査及び企業訪問調査で判明したことは、零細企業主はPNDMの存在やその活動内容を知らない。また BIDラインによる金融制度も知名度が低い。広報活動に力を入れることを提言する理由がここにある。

零細企業の80%はインフォーマル企業であって、社会保障制度の枠の外に置きざりにされている。協同化を進めることによって社会への参画が容易になる。ただし、協同化を進めるに当っては、協同組合結成に対するインセンティブを与えるといったような法的な支援も重要である。

インフォーマル企業がフォーマル企業に移行すると、社会保障費負担による人件費の増加、企業登録のための書類作成及び納税義務により、60%から80%のコストが増えるとも利益が37%減少するとも言われている。また、フォーマル企業になるためには商工会議所への登録を始めとし、13ステップの手続きが必要と言われている。これではフォーマル企業へ移行するインセンティブがない。手続きを簡略化するとともに、税制面、金融面のインセンティブを与え、フォーマル化を推進しなければならない。

PNDMにおいては、経営管理面での訓練と助言は成果を上げつつあると評価できるが、製造技術と品質管理技術の近代化に対する訓練と助言が不足している。NGOもまた努力をしているが、人材と予算が不十分であり、この分野で最も重要な役割を任せられているのがSENAである。海外からの援助も利用して、製造技術等の訓練と助言を行う人材の育成が重要である。

### 5.2.3 中小・零細企業振興のための政府組織

工業セクターの開発計画を策定し、これを推進する政府組織としては、政策立案を行う国家企画庁 (DEPARTAMENTO NACIONAL DE PLANEACION-DNP)、工業セクターの行政を司る経済開発省 (MINISTERIO DE DESARROLLO ECONOMICO)、職業訓練に係わる労働・社会保障省 (MINISTERIO DE TRABAJO Y SEGURIDAD SOCIAL)、科学技術の振興に係わる文部省 (MINISTERIO DE EDUCACION NACIONAL) がある。

この中で、中小・零細企業振興に直接関与しているのは DNPと経済開発省である。

#### (1) 国家企画庁 (DNP)

DNPの組織上、本調査と関係が深い部局は 2つあり、1つは「セクター開発総局」の下部組織である「工業開発ユニット」であり、あと1つは「社会開発総局」である。前者は工業開発全般の政策立案を行い、後者は社会的弱者である零細企業の生産性と効率を改善し、社会保障を行きわたらせることを主たる目的としている。

本調査団のカウンターパートである「社会開発総局」は、前述の零細企業開発国家計画 (PNOM) の提案者であり、本計画に参画する諸団体のコーディネイトを行なっている。DNP内に中小企業を担当する部局はなく、零細企業を担当する「零細企業及び企業協同課 (DIVISION DE MICROEMPRESAS Y EMPRESAS ASOCIATIVAS)」が1989年10月発令のDecreto 2410によって設置されることになった。しかし、1990年7月現在、まだ十分な活動を行っていない。

コロンビア政府組織には、工業省や貿易産業省といった名称の省はなく、経済開発省が工業及び貿易部門の行政局である。中小・零細工業の振興も経済開発省の管轄である。前述の法令78は、経済開発省が草案を作成したものであり、その中には中小及び零細企業を担当する部門を置くことが明記されている。組織図上では「中小企業課」と「零細、工芸、インフォーマル・セクター課」があるが、1990年2月現在、課長のみが任命されている。

1989年8月現在、同省の人員は約80名にすぎず、全員総務、管理又はコーディネーションの部門に配属されており、行政部門は活動していない。1990年始めまでには人員を倍増するため、要員を採用しているところである。

が、たとえ倍増しても 160名になるだけである。(1990年 2月現在 100名前後となっている。)

コロンビアの場合、公社、公団等を設立し、省庁の業務を外部団体に行わせる傾向がある。経済開発省もこの例に洩れず、貿易は貿易庁 (INCOMEX)、輸出振興は輸出振興基金 (PROEXPO)、開発金融は国民金融公庫 (CFP) や工業開発金融公社 (IFI) に業務を委託している。

Table 5.4 NON-GOVERNMENTAL ORGANIZATIONS PARTICIPATED TO PNDM  
(AS OF MAY, 1988)

1/3

	Organization	Coverage
A. ORGANIZATIONS REGISTERED		
1.	FUNDACION CARVAJAL	CALLI, YUMBO, DAGUA
2.	CORPORACION MICROEMPRESAS DE ANTIOQUIA	MEDELLIN Y AREA METROPOLITANA
3.	FUNDACION COMPARTIR	BOGOTA
4.	FUNDACION BARRANQUILLA	BARRANQUILLA
5.	FUNDACION SOCIAL	BOGOTA, IBAGUE, NEIVA, PASTO
6.	FUNDACION SARMIENTO PALAU	TULUA, CARTAGO, BUGALAGRANDE, BUGA
7.	FUNDACION PARA EL DESARROLLO DE SANTANDER - FUNDESAN -	BUCARAMANGA
8.	CORPORACION PARA EL DESARROLLO DEL CAUCA - CORPOCAUCA -	POPOYAN
9.	CORPORACION PARA EL DESARROLLO DE CALDAS - CORPOCALDAS -	MANIZALES
10.	FUNDACION PARA EL DESARROLLO ECONOMICO DEL LITORAL PACIFICO - FUNDELPA -	BUENAVENTURA
11.	FUNDACION PARA EL DESARROLLO EMPRESARIAL DEL NORTE DE SANTANDER - FUNDENOR -	CUCUTA
12.	FUNDACION PARA EL DESARROLLO INDUSTRIAL, COMERCIAL Y ARTESANAL DE LA GUAJIRA - FUNDICAR -	RIOHACHA, MAICAO, VILLANUEVA, SAN JUAN DEL CESAR, FONSECA
13.	FUNDACION PARA LA EDUCACION Y EL DESARROLLO COOPERATIVO - FUNDECOOP -	BOGOTA
14.	FUNDACION SANTA HELENA	BOGOTA, CUNDINAMARCA, ANTIOQUIA, BOLIVAR
15.	FUNDACION CIRCULO DE OBREROS	CARTAGENA
16.	FUNDACION CULTIVAR	BOGOTA, NORTE DEL TOLIMA, MAGDALENA MEDIO
17.	FUNDACION PARA EL FOMENTO DE LA INICIATIVA EMPRESARIAL - FUNDAEMPRESA -	CALLI

Organization	Coverage
--------------	----------

8. ORGANIZATIONS UNDER PROCESS FOR REGISTRATION	
1. FUNDACION SHELL PARA EL APOYO A LA MICROEMPRESA.	BOGOTA
2. MICROEMPRESAS DEL QUINDIO	ARMENIA
3. MICROEMPRESAS DE PALMIRA	PALMIRA
4. FUNDACION PARA EL DESARROLLO SOCIAL - FUNDDESARROLLO -	BOGOTA
5. CORPORACION FONDO DE APOYO DE EMPRESAS ASOCIATIVAS - CORFAS -	NACIONAL
6. CORPORACION ACCION POR ANTIOQUIA - ACTUAR -	MEDELLIN
7. CORPORACION ACCION POR TOLIMA	IBAGUE
8. CENTRO DE DESARROLLO VECINAL DE CARTAGENA	CARTAGENA
9. COOPERATIVA MULTIACTIVA DE DESARROLLO SOCIAL - CIDES -	BOGOTA
10. FUNDACION FAMILIAR	CALI
11. FUNDACION BANCO MUNDIAL DE LA MUJER	CALI
12. FUNDACION BANCO MUNDIAL DE LA MUJER	BUCARAMANGA
13. CORPORACION BANCO MUNDIAL DE LA MUJER	MEDELLIN
14. FUNDACION PARA EL DESARROLLO EMPRESARIAL DE CORDOBA - FUNDECOR -	MONTERIA
15. FUNDACION SAN ISIDRO	MONTELIBANO
16. FUNDACION PARA EL DESARROLLO DE RISARALDA	PEREIRA
17. PLAN PADRINOS	NACIONAL
18. FUNDACION PARA EL DESARROLLO DEL NORTE DEL VALLE - FUNDENORVALLE -	ROLDANILLO
19. COOPERACION TECNICA COLOMBO ALEMANA - COTECA -	DEPARTAMENTO DE MARINO
20. ASOCIACION GENERAL PARA ASESORAR PEQUEÑAS EMPRESAS - AGAPE -	COSTA ATLANTICA

	O r g a n i z a t i o n	C o v e r a g e
C. ORGANIZATIONS FOR SPECIAL SERVICES		
1.	PROMOTORA DE COMERCIO SOCIAL - PROCOMERCIAL -	MEDELLIN
2.	SISTEMA DE INFORMACION COMERCIAL PARA EL SECTOR MICROEMPRESARIAL - SICOME -	VALLE DEL CAUCA. SE EXTENDERA GRADUALMENTE A TODO EL PAIS.
3.	FUNDACION PARA EL DESARROLLO DE LA MICROEMPRESA - FUNDEMIC -	VALLE DEL CAUCA, CAUCA
4.	FUNDACION PROMOTORA DE SERVICIOS MICROEMPRESARIALES	BOGOTA
D. OTHER ENTITIES		
1.	CAMARAS DE COMERCIO	VARIOUS CITIES
2.	FUNDACION PARA LA EDUCACION SUPERIOR - FES -	CALLI, BOGOTA

Table 5.5 PUBLIC ORGANIZATIONS DIRECTLY RELATED TO PNDM  
(AS OF MAY, 1988)

- 
1. DEPARTAMENTO NACIONAL DE PLANEACION (DNP)
  2. MINISTERIO DE DESARROLLO ECONOMICO
  3. MINISTERIO DE TRABAJO Y SEGURIDAD SOCIAL
  4. MINISTERIO DE COMUNICACIONES
  5. DEPARTAMENTO NACIONAL DE COOPERATIVAS
  6. SERVICIO NACIONAL DE APRENDIZAJE (SENA)
  7. ARTESANIAS DE COLOMBIA
  8. CORPORACION FINANCIERA POPULAR (CFP)
  9. BANCO DE LA REPUBLICA
  10. FONADE
  11. COLCIENCIAS
  12. UNIVERSIDADES PUBLICAS
  13. FONDO DRI
  14. PROEXPO
  15. FONDO NACIONAL DE GARANTIAS
  16. LA PREVISORA S. A.
-

## 5.3 コロンビアにおける中小・零細企業振興の実際

### 5.3.1 コロンビアの中小・零細企業振興の特徴

コロンビアにおける中小・零細企業振興の1つの特徴は、中小企業と零細企業の間に一線を画して、特に零細企業の助成に力を注ごうとしている点にある。もう1つの特徴は、政府組織が軽量かつ小型であるため、非政府機関(NGO)が重要な役割を演じていることにある。

#### (1) 零細企業振興策

コロンビアでは、10人以下の労働者、月間売上げが最低賃金の55人分以下、固定資産が月間最低賃金の220人分以下を零細企業と定義している。これは前述のPNDMの定義である。一方、法令18の中小・零細企業基本法では、労働者20人以下の企業を零細企業として定義している。この矛盾はいずれ正されなければならないが本報告書では前者の定義を採用する。

統計が不備のため確定した数字はないが、一般に零細企業は、全国で100万(都市部50万、農村部50万)企業あり、労働人口の40%を雇用していると言われる。この内約80%が企業登録をせず納税義務を果していない、いわゆるインフォーマル企業と言われている。なお、100万企業の内40%が生産活動に従事し、商業と流通に40%、残りの20%がサービス業であると推定されている。

零細企業の振興のために国家プログラムであるPNDMがある。金融制度としては、米州開発銀行のBIDライン(第6章で詳述)が零細企業専用の制度金融である。また、NGOが独自の資金源より融資することができる。世界銀行のSMEローン(第6章で詳述)は零細企業にも融資することができる。

零細企業への訓練、技術支援、金融の斡旋、プロジェクトの発掘とアドバイスなどきめ細かい活動をしているのが財団を中心としたNGOと国家訓練部(SENA)である。NGOは零細企業や貧困層に対して各種の支援を行う非営利の団体である。NGOについては5.3.2で論ずる。



## (2) 中小企業振興策

中小企業振興策は法令78において法的裏付けを持ったが、中小企業育成を目的とした具体的な国家計画はまだない。

金融面では、海外資金を利用したものとしては世界銀行のSMEローンと、国内資金を原資としたFFIのローンが中心である。そのほか中規模企業は、商業銀行の一般融資も受けることができる。技術支援はSENAが中心的な役割を果たしている。金属加工業の近代化という視点からみれば、中小企業が重要な役割を果たすべきであり、中小企業に対する支援策も充実させていく必要がある。

## (3) NGOの活動と役割

コロンビアにはNGOについて法律的な定義がないが、非営利の民間法人であり、社会福祉の目的のために設立されたものであると定義すれば、その数は全国で5,000から6,000のNGOがあると言われている。これらのNGOはほとんど財団法人である。財団法人は非課税であるため、民間企業の税金対策のために設立されているのも多い。しかし、零細企業振興に果たすNGOの活動は目ざましいものがあり、NGOの協力なしにはPNDMも実効を上げることができないであろう。PNDMには現在約30のNGOが参画している。

NGOの活動分野は、個人を含む貧困層の救済と零細企業の保護育成ということであるが、その内容は、各NGOによって独自の活動分野があり広範囲に亘っている。例えば、貧困層の教育、融資、健康、文化、スポーツ、低価格住宅供給、零細企業の訓練、教育、金融、創業支援などがある。1つのNGOがすべての分野への救援活動を行うのではなく、それぞれ独自のプログラムを持っている。

PNDMに参画し、零細企業育成のためNGOが果たす役割の中心をなすものは、1) 零細企業のニーズを発掘し、2) BIDラインの融資を受ける前提条件ともなっている教育・訓練を行うとともに、3) 融資の斡旋と4) 企業経営のためのアドバイスを行うことにある。政府機関が零細企業の振興に直接関与するよりもNGOを通じて振興をすすめる利点として、1) 企業家と協力してニーズの発掘や解決方法を探り実施することができる2) 直接企業家と接触し継続的なサービスができる3) 地域の特性についての知識が深い4) 信頼関係を作ることが

容易である5) サービスが官僚的にならず柔軟な対応ができるなどが挙げられる。

一般に NGOの活動の資金源は、その財団を設立した企業の利益が当てられるが、これだけでは不十分であり、受益者から得られるサービスチャージ、あるいは BIDラインの融資斡旋によって得られる金利スプレッドの一部などが当てられている。社会福祉活動のための人件費などの費用は独自財源でまかない、融資を行う場合は外部資金を調達するというのが一般的のようである。

### 5.3.2 零細企業と NGO

前述のように NGOは特に零細企業にとって重要な支援活動をしている。世界銀行は、中小企業向SME5ローン（第6章 6.3.2参照）において、NGOをローンの斡旋機関として起用しようとしている。これが実現すれば NGOの活動は零細企業のみならず中小規模の企業にまで拡大するであろう。

NGOは元来は、社会福祉の分野でそれぞれ特有の目的を達成するために設立されたものである。それがPNDMの推進に協力することによって零細企業に対してトレーニング、アドバイス、クレジットのサービスを行うことが付加えられたものである。以下に NGOの多様な活動を知るためにPNDMに参画している NGOの内いくつかの重要な財団(FUNDACION)の紹介をする。

#### (1) カルバハール財団(FUNDACION CARVAIAL)

コロンビア国内でも有数の資金力と組織を持った非営利民間団体である。1961年、カリにおいてカルバハール企業グループの株式の40%をカルバハール・ファミリーより譲り受け設立されたものである。カルバハール企業グループは、印刷、製本、貿易など広範囲な業務を行うコロンビア国内で最大級の企業グループである。運営資金は株式配当から50%、サービス提供による収入から50%得ている。

スタッフは120名を擁し1) 貧困層への社会奉仕2) 貧民街の再開発3) 比較的成長力のある零細企業の育成である。設立当時は教育を中心とした社会奉仕をしていたが、1977年米州開発銀行より500,000米ドルの借款を受け、零細企業育成のプログラムを開始してから当財団の戦略が大きく変わった。1989年

には 2,000の零細企業へサービスをする目標を立てている。

カルバハール財団の零細企業へのサービスの内容は次のとおりである。

#### 1) 企業家の教育訓練

PNDMで全国的に使用されている教育訓練用のテキストは当財団が作成したものである。訓練コースは「会計」「原価」「マーケティング」「業務計画書作成」「経営原理」「財務分析」「製造原理」「人事管理」「品質管理」の 9コースよりなり、前半の 4コースは BIDラインからの融資を受けるための必須科目となっている。

#### 2) 融 資

PNDMのもとで BIDラインを財源とする融資の斡旋を行う。PNDMの BIDラインは NGOが直接融資をするのではなく、融資を受ける前提条件となっている訓練を実施し、金融仲介機関への斡旋をするものである。NGOは利息の内12%をこのサービスの対価として受取る。

#### 3) 経営助言

融資の前と後に経営管理手法につきアドバイスをする。

#### 4) 技術サービス

SENAや外部専門家の協力を得て、生産技術改善のためのアドバイスを  
行う。

そのほか、カルバハール財団は、米国フォード財団の資金援助を得てカリ  
地区の貧民地区の活性化プログラムを実施している。貧民地区の零細小売業  
者で組合を作らせ、この組合員に高品質、低価格の食料品や日用品を提供す  
るスーパーマーケット（卸問屋）を設立した。これは一種の協同仕入方式で、  
メーカーより多量に購入することと、仲買人のマージンを排除することで安  
価に商品を手入れできる。このスーパーマーケットはマージンを取らないため  
通常の仕入価格よりも25%から30%安くなる。また貧民層が自己で低価格住  
宅を建設できるように、建設資材を集中購買することによって、安価に提供

するプログラムも実施している。製造工場と資材倉庫は同一場所に集められているので購入に便利である。

(2) サルミエントパラウ財団 (FUNDACION SARMIENTO PALAU)

当財団は SAN CARLOS SUGAR MILLの株式の40%を寄附として受け、これを財源として1968年にカリにおいて創立された。1989年10月現在の職員数は50で、累計で 2,163社の企業がサービスを受けている。

当財団でも BIDラインの融資を斡旋しているが、独自財源で露天商に対する融資も実施している。この融資システムは担保能力のない個々の露天商の4~5人で1つの連帯保証グループを組織させながら融資の途を開くというものである。更に露天商人等は一般的に教育レベルが低いので併わせて社会教育を実施する。また、貸し倒れを防止するためにも融資を受けた商人に対し、毎月の売上げから数%を運転資金として備蓄するように呼びかけるなどきめの細かいサービスを実施している。融資期間は90日、貸出金利は年率で23%と商業銀行の条件より有利である。

当財団が融資を開始した背景には、露天商やインフォーマルな零細企業家に対しての融資制度が国内にほとんど存在せず、そのため原材料や販売する商品の仕入のために彼ら弱小企業家が高利貸業者を利用せざるを得なかったという事実がある。高利貸業者自体がインフォーマルであるため、その実態を把握するのは困難であるが、当財団とのインタビューによると金利10%/dayを要求する高利貸業者も特別めずらしくはないということである。

このほかにも当財団は、下記のような広範囲に亘る福祉活動を行なっている。

- 1) 零細企業支援
- 2) 果物・野菜商支援
- 3) 健康管理と医療サービス
- 4) 文化支援
- 5) 教育
- 6) リクレーション
- 7) サッカースクール
- 8) 零細食料品店店舗改善

(3) ソシアル財団 (FUNDACION SOCIAL)

キリスト教の精神に基づき、各分野でのリーダーとなるべき人材の育成を図るのを目的とし、1980年ボゴタにおいて設立された。PNDMの趣旨にそって零細企業に対してもサービスをしている。職員数は173名である。この財団からのサービスを受けられるのは会員のみであり、1983年から1988年までの5年間に9,361社の零細企業が加盟した。

零細企業の分野では成長の見込まれる零細企業を対象として、PNDMにそったトレーニング、アドバイス、テクニカル・サービス、クレジットサービスを行なっている。

(4) コンパルティール財団 (FUNDACION COMPARTIR)

公共・社会活動を活性化し、国内の人口問題、社会問題に対処するとともに公共・社会活動のコーディネーターや管理者を養成することを目的に1979年末、ボゴタに設立された。職員数は52名である。

当財団は1) 低価格住宅の供給と2) PNDMに基づく零細企業振興の2つの事業目的を持っている。資金的には2)の方は赤字となっていて、1)の収益によって穴埋めをしている。零細企業へのサービスはPNDMにそって、トレーニング、アドバイス、クレジット・サービスを行なっていて、クレジットはBIDラインによるものである。現在まで5,780の零細企業がサービスを受けている。

(5) 創業支援財団 (FUNDACION PARA EL FOMENTO DE LA INICIATIVA EMPRESARIAL - FUNDAEMPRESA)

当財団は1985年、カリに設立された。目的はほかの財団の活動分野との重複を避け、特に零細企業の企業家精神を向上させるとともに、企業の創業を支援するのが目的である。職員数は数名であるが、いろいろの財団、大学、銀行と協力して活動を行なっている。既に85社が創設され操業中で、400人の直接雇用と800人の間接雇用を生み出しており、1991年には年間500の企業を創業しようと計画している。

当財団では企業創設意欲がありかつ教育レベルの比較的高い人材 (TECNICO = 技術短大卒業以上の学力を有する人材) について企業設立及び

運営のための「経営者教育」を実施する。受講後に新規企業のプランについて当財団でフィージビリティ・スタディを実施し、フィージブルなプランについてはプロジェクト・コストの50%を融資するものである。

新規事業開始後約1年間は1週間毎に事業内容を点検しアドバイスを提供するとともに、創業後4年間は支援のためのアドバイスを提供し続けるものである。事業開始より1年以上経過すればBIDラインの融資を受けることも可能となるので、その時点で新たな企業拡大も期待できることになる。

(6) サンタ・エレナ財団 (FUNDACION SANTA ELENA)

サンタ・エレナ財団は、1963年に貧困層への教育訓練、雇用の増大、収入の増加、健康増進、住宅供給を目的としてボゴタに設立された。1986年には零細企業を育成するためのプログラムである企業開発基金 (FONDO DE DESARROLLO EMPRESARIAL - FDE) を開始した。零細企業へのサービスはこのFDEを通して行われている。

サービスの対象とする企業規模は10人以下の労働者を雇用し、固定資産が7百万ペソ以下、月間売上高2百万ペソ以下としており、PNDMの零細企業の定義とほぼ同じである。FDEは1987年9月21日より1989年6月30日までの間に965の零細企業にサービスを行なった。サービスの内容は、PNDMに準じていて、訓練、助言、技術サービス及び融資である。

融資の資金源は、自己財源とBIDラインを利用している。BIDラインによる融資は基本4コース(会計、原価、マーケティング、業務計画)を受講したもの(70時間)が受けられる。また融資対象プロジェクトがフィージブルでなければならず、更に1年以上の営業実績がなければならない。

自己財源による融資は創業しようとする企業に対し80万ペソを限度として、返済期間は2年、利率24%の条件で貸付ける。申請から貸付まで8日間である。BIDラインを使うときは1ヶ月から2ヶ月かかる。

(7) 企業団体支援基金 (CORPORACION FONDO DE APOYO DE EMPRESAS ASOCIATIVAS - CORFAS)

CORFASは、1978年にオランダとの2国間援助によって設立されたもので、SENAが推進役となった。当初の設立目的は、低所得層によって経営されている企業の育成とアドバイスの方法論を研究することにあつた。この研究が一段落したところでCORFASを存続することになり、1983年に現在の姿になった。

現在のCORFASの活動目的は、最貧困層のために雇用機会を作り出し生活のレベル向上を図ること、企業をグループ化して収入の保証を行い社会参加せしめることにある。CORFASは、ASOCIACION DE APOYO A LA EMPRESA DE ANTEGESTION, FUNDACION PARATICIPAR, CENTRO DE INVESTIGACION Y EDUCACION POPULAR の3つのNGOよりなっていて、全国23ヶ所に事務所を持ち、70人のコンサルタントが各地域で活動している。

CORFASは上記の目的を達成するため、いくつかの援助プログラムを持っている。

- 1) 農村地区零細企業プログラム
- 2) 生活必需品流通プログラム
- 3) 融資プログラム
- 4) 女性のための特別プログラム
- 5) 地域開発プログラム

CORFASの活動資金は予算の75%を外部からの援助に頼っており、上記のプログラムの目的に応じて各種団体からの資金援助がある。政府からは農業省、外国からはオランダ政府、UNICEF、WFP、オランダの財団であるCEBEMO、アメリカよりInter-American財団及びFord財団である。

CORFASは零細企業の市場開発に力を入れており、非営利商社であるPROMICやFUNDEMICと協力関係にある。

CORFASの零細企業向融資はほとんどが自己財源からで、BIDラインはあまり利用していない。CORFASの融資条件は次のとおりである。

- 1) 金 利： 年利24%
- 2) 融資限度額： なし
- 3) 保 証 人： 不要
- 4) 担 保： 購入品に対し抵当権を設定
- 5) 運転資本に対する融資：
  - 保証人不要
  - 融資期間 2年
  - 支払据置 6ヶ月
- 6) 固定資産に対する融資：
  - 担保として抵当権を設定
  - 保証人不要
  - 融資期間 4年
  - 支払据置 1年

### 5. 3. 3 企業規模別民間団体

#### (1) 国内産業団体連合会 (ASOCIACION NACIONAL DE INDUSTRIALES—ANDI)

ANDIは1944年 9月11日にメデジン (MEDELLIN) で創設された民間団体である。当団体は国内の各産業界をリードする中・大企業で構成されている。

本部はメデジンであるが、ボゴタ (BOGOTA)、バランキージャ (BARRANQUILLA)、ブカラマンガ (BUCARAMANGA)、カリ (CALI)、カルタヘナ (CARTAGENA)、ペレイラ (PEREIRA)、マニサレス (MANIZALES)、イバゲ (IBAGUE) 及びアルメニア (ARMENIA) の各主要都市に事務所を有する。

ANDIの活動は次の 5項目を主要目的とする。

- 1) 国民の生活水準を向上させることを目的として、国内の社会、経済及び生産の向上に寄与する。
- 2) サービスを通じ会員の利益の保護に努める。
- 3) 政府と協力の上、国家の発展に貢献する。
- 4) 参加会員の代表として政府又は公共に対処する。
- 5) 参加会員が国内外の社会、経済問題に対処できるよう、情報、データの提供を行う。



ANDI又はANDI会員の国家経済に占めるシェアは多大なものである。したがって、ANDIが目的を成就することによって国内生産全体の活性化、国民生活の向上につながるものである。活動の目的に関連してANDIでは、国家労働審議会 (CONSEJO NACIONAL LABORAL)、国家社会保険局審議会 (CONSEJO NACIONAL DEL ISS<sup>\*</sup>)、経済問題行政会議 (JUNTA ADMINISTRADORA DE RIESGOS ECONOMICOS DEL ISS) を始めとして、約17の各国家行政審議会及び国営企業へ産業界代表としての常任委員又は役員を置くほか、更に、コロンビアの産業界を代表する組織として、国連国際労働問題管理委員会 (CONSEJO DE ADMINISTRACION DE LA ORGANIZACION INTERNACIONAL DEL TRABAJO (OIT)、ORGANISMO ESPECIALIZADO DE LAS NACIONES UNIDAS CON SEDE EN GINEBRA (SUIZA)) を含め、約10の国際的委員会、会議等へも代表を派遣している。

(注) : \* ISS: 社会保険局 (INSTITUTO DE SEGUROS SOCIALES)

これらコロンビア産業界の代表者としての役割のほか、ANDIは各産業界や企業にとって重要と考えられる社会経済的現象を調査分析し、管轄官庁へ提言する産業界のプレイン的機能を有する。また、立法に関与する機関に対しても影響力を有し、プロジェクトの実施に当り新規に法の制定が必要か否か、プロジェクト評価 (フィージビリティ・スタディ) を行い、これら機関に提言する。

ANDIの会員に対しては、以下の情報提供、アドバイス等のサービスを実施し、会員の利益の確保と発展に寄与する。

- 情報誌 “REVISTA ANDI” の発行  
: 各産業界の直面する問題に対し、ANDIの調査分析を加え紹介する。
- 特集誌の発行  
: 社会、労働、司法、経済及び商業等に関する記事を中心とする。
- アドバイス  
: 会員の要請に応じ、輸出入、為替、外国投資、海外市場、関税、輸送費等の外国貿易に関するアドバイスを提供。  
: 行政、立法等政府機関の圧力に如何に対処するか、情報とアドバイスを提供。

一 産業別委員会の組織

： 産業別に特有な現象を分析するために、産業別委員会を組織する。

1980年代以後の国内製造業界の低迷に鑑み、ANDIは国内の製造業界をいかに再編し強化するかが、産業界全体の中でも重要課題と考えた。その一つとして、ANDI及びその他民間団体が中心となって推進する下請取引契約所(BOLSA DE SUBCONTRATACION)の設立による“企業專業化の強化”、次に“流通センタープロジェクト”が挙げられる。

国際競争力のある製品を製造するためには、生産コストの低減が必要不可欠である。そのために、企業は生産ラインの効率的な流れを阻害する工程をなるべく外部の専門メーカーへ委託し、自身を專業化していかなければならない。

下請契約取引所については、5.3.5項で詳述している。

一方、流通センター及び流通システムが不備なため、原材料、中間財等を輸入品に頼らざるを得ない国内製造業者の生産コストに占める輸送費が高く、競争力を低下させている。また、輸出においても同様、高い輸送費が国際競争力を低下させている。

流通センタープロジェクトもANDI、ACOPI等民間有力団体が中心となって推進するものであり、資金面でも国内鉄鋼会社の援助を受けている。しかしながら、解決されない問題を抱えており未だに実施に至っていない。

(2) 中小工業連合(ASOCIACION COLOMBIANA POPULAR DE INDUSTRIALES—ACOPI)

ACOPIはバランキージャ小企業連合(ASOCIACION DE PEQUEÑOS INDUSTRIALS DE BARRANQUILLA—ADIBA)、コロンビア小企業協会(ORGANIZACION DE PEQUEÑOS INDUSTRIALES COLOMBIANOS—OPICOL)、西部小企業連合(ASOCIACION DE PEQUEÑOS INDUSTRIALES DE OCCIDENTE—APIO)及び1951年ボゴタに設立された中小工業連合(ASOCIACION COLOMBIANA DE PEQUEÑOS INDUSTRIALES)が1953年に統合されて現在に至る。

中小製造業が国内経済に及ぼす影響は重要である。ACOPIはこのような中小製造業を振興・育成し、コロンビア経済全体を活性化することを目的とする。活動はほかの民間又は公的機関との協力によって展開されるものと、独

自プログラムによるものとの2通りに分けられる。特に、技術支援に関するプログラム、膨大な資金を必要とするプログラム等の推進に当っては、外部の援助に因るところが大きい。

#### 1) 外部団体の新設

ACOPIは中小製造業の振興を積極的に展開するため、新たな民間団体の設立を推進する。例えば、内外の製品を紹介しマーケティングに貢献することを目的として、産業開発庁（MINISTERIO DE FOMENTO、経済開発省の前身）の協力の下、展示博覧協会（CORPORACION DE FERIAS Y EXPOSICIONES - CORFERIAS）を設立したほか、職業訓練所（SENA）や下請契約取引所（BOLSA DE SUBCONTRATACION）、更に中小企業向融資制度の充実を目的として、国民金融公庫（CFP）の設立にも寄与した。

#### 2) 海外技術調査団派遣

中小企業の技術振興に有形、無形の影響をもたらすことを目的として、ACOPIでは外部企業（ICETEX INDUSTRIAL, INSTRUMENTO DEL GOBIERNO NACIONAL）の資金援助の下に海外技術調査団を派遣する。調査団は以下の目的別プログラムに従って組織される。

- a) 海外の技術水準調査団
- b) 技術導入振興調査団
- c) ジョイント・ベンチャー導入調査団

#### 3) 技術情報提供サービス

SENA、COLCIENCIASの協力の下に技術情報の提供を行う。提供可能な項目は以下のとおりである。

- a) 製品
- b) 製造工程
- c) 設備
- d) 管理技術

#### 4) 技術普及

技術普及の手段として、下記のような活動をしている。

- a) 内外の技術情報を提供するために技術情報誌 (EL INFORMADOR TECNOLÓGICO) を出版
- b) 品質標準書 (NORMAS SOBRE CALIDAD PRODUCIDAS) の出版
- c) ICONTECの協力の下に品質管理コースの講義を会員に提供するとともに、特に食品加工業者に対しては COLCIENCIASの協力の下に“最高の品質 (The Best Quality)” という講義コースを設置
- d) 工業標準普及のために産業新聞やほかのメディアを通じて関連記事を掲載

下請契約取引所の設置と流通システム改善、流通センターの設置はコロンビア産業界共通の要請であり、ACOPIでも積極的に推進しているプロジェクトである。

中小企業に見られる一般的な体質として、マーケティングの弱さがある。ACOPIはこれまでに述べた振興方法及びサービスに加え、国内製品拡販のための貿易会社の設立に向けて PROEXPOとともに計画中である。しかしながら PROEXPOが貿易会社の資本金の大半（2億ペソ）の出資を確約しているにもかかわらず、ACOPIでは計画する資本金残額の 5,000万ペソを出資するだけの財源がないために、本プロジェクトは実現の一步手前で停滞している。資金力の弱さは ACOPIに限らず民間団体共通に見られる事象であり、非営利を前提としている以上、民間団体の活動が制限されるのはやむを得ない面がある。

#### (3) 零細企業連合 (CONFEDERACION NACIONAL DE MICROEMPRESARIOS DE COLOMBIA - CONAMIC)

CONAMICは1985年4月20日にマニサレス (MANIZALES) で初めて組織された。1980年代に各地で零細企業で組織される小規模の組合や共同体等が盛んに設立されだしたが、政府や公的共同体等に零細企業の代表として意見を述べる程の組織規模には到達していなかった。かかる状況に鑑みSENAとユニセフでは、零細企業振興のためには分散した零細企業の組合などを一つにまとめあげることが不可欠として、組織化に乗り出したのである。

CONAMICの参加資格、つまり零細企業に対する定義はフォーマル、インフォーマルは問わないものの、企業体（組織）であることが前提であり、個人営業の露天商や Home Helper等は除外される。1989年現在、全国 7ヶ所の地域グループで約 3,000の零細企業が CONAMICの傘下にある。

零細企業は生産性、収益力、組織力、信用等などの側面でもとらえても、社会経済的基盤が弱い存在であることは言うまでもない。CONAMICはこのような零細企業の代表として政府との交渉に当り、零細企業の利益を守ることを目的の一つとするとともに、各種サービスを通じて零細企業を振興することを目的とする。

CONAMICは零細企業が企業活動を拡大するのに必要な情報を集中的に提供する情報センターとして重要な機能を持っている。情報サービスはマーケティング、技術、融資の 3項目を柱として提供される。それぞれの具体的活動、つまり販売チャンネルの拡大、融資、信用保証、技術指導等を実施する外部の専門機関と零細企業とを仲介するのが、CONAMICの役割である。零細企業は一般的に資金が乏しく、かつ労働力が不足しているところから、情報収集を専門的に行う職員を配置する余裕がないのが実状である。更に活動範囲が狭いところから零細企業振興を目的とする施策や制度が開始されても、その情報を入手しにくい。したがって、その情報収集、情報内容の解釈を CONAMICが代行して実施しているのである。

例えば、マーケティングについては零細企業振興財団 (FUNDACION PROMOTORA DE SERVICIOS MICROEMPRESARIALES - PROMIC) や、零細企業商業情報システム (SISTEMA DE INFORMACION COMERCIAL MICROEMPRESARIAL - SICME) 等の非営利民間団体が専門機関として存在する。これらマーケティング専門機関では、企業拡大の意志を持つ零細企業のために、販売チャンネルの拡大、原料購買、受注のためのクレジット、手形割引、情報サービスを行う。

零細企業向融資制度については、PNDMと同時平行して行われる BIDラインの融資と、CORFASによる融資制度等が存在するが、CONAMICではこれら融資制度の仕組、利用方法についても指導している。

PNDMの開始、更には法令78/1988の施行以来、国策として零細企業振興が講じられるようになった。前節 5.2で記述したように、これらの施策については多少の課題が残されているものの、零細企業にとって有効であることは

言うまでもない。

しかしながら、国内にはこれら施策はおろか CONAMICの存在さえも知らず、孤立又は孤軍奮闘している零細企業がまた無数にあることから、CONAMICでは提供するサービスの充実とともに、新規加入企業の拡大に努力しているのである。

#### 5.3.4 金属加工業に係わる団体

金属加工セクターの団体として重要な役割を演じているのは、FEDEMÉTALとCOPIMEの2つである。前者は同業者組合であり、後者は原材料と機械の購入販売を行う商社的性格を持った株式会社である。以下にこの2つの団体の活動状況について述べる。

##### (1) コロンビア金属産業連合会 (FEDERACION COLOMBIANA DE INDUSTRIAS METALURGICAS - FEDEMÉTAL)

###### 1) 設立と目的

FEDEMÉTALは、営利を目的としない民間団体として1955年4月4日に設立された国内で最初の鉄鋼業及び金属加工業の産業別同業者組合である。

金属を経済及び産業活動の手段又は目的として、国内産業の結束、組織化、成長の促進を図るため、下記の目的を持って行動をしている。

- a) 各種行政機関及び世論に対して加盟企業の利益、ニーズ及び要望を代弁すること。
- b) 加盟企業の相互協力及び共同作業を促進かつ刺激すること。
- c) この部門に有益な最新技術の普及とその体系的な導入を支援し、鉄鋼業及び金属加工業の科学的及び技術的研究を助成すること。
- d) 業界単独及びほかの業界、機関又は業界に関係する政府機関を通じて実施可能な方法、方策及び指導力によって加盟企業の発展を振興し、刺激すること。

- e) この部門及び加盟企業に関連するすべての情報及び文書の収集、体系化及び普及を図ること。
- f) 国が国際的に約束し、会員に直接的に又は間接的に要請する経済統合の協定及び計画に積極的に参加すること。
- g) 関連国際経済機関及び海外の同種連合機関に対して、この部門及び企業の利益となる多くの分野においてのいろいろの協力計画を結びそれを実行すること。

## 2) 加盟企業へのサービス

加盟企業に対して下記のサービス業務を特別に行なっている。

### a) 業界の代表

各種の政府機関に対して、会員の利益の保護、振興及び会員の要望を代弁すること。

### b) 業界の活動

業界の結束と発展をリードするために内部の作業機関、特に関心の深い分野及び議題に従い招集されるサブセクターの委員会を通じて業界の活動を行うこと。

### c) 直接援助と支援

貿易（輸出入、関税、為替、免税、関税助成金）、金融、商標、特許、労働法規・政策及び一般的に随時連合会の協力を必要とするそのほかの分野について、会員から特別な協力を要請される作業及び活動をすること。

### d) 情報と資料

この分野に関連する技術的、商業的、経済的及び科学技術的な性格のデータ、指標、法規及び文書・文献の提供をすること。

e) 普及

各種の定期刊行物、すなわち便り、会報、雑誌、年報、特別報告書を通じて会員が直接の関心を有するデータ、テーマ及び問題を分析し伝達すること。

f) 国際協力

国際協定及び協力計画の範囲の中で、海外の民間機関、国際機関、及び鉄鋼業・金属加工業において、経済的・商業的發展に係る機関とともに作業すること。

3) 作業組織

技術的業務及び経済的業務を遂行するために、2種類の内部作業委員会を通じて作業を行なっている。

a) 一般委員会

国内の金属業及び金属加工業部門に影響を及ぼす、一般的かつ永続的な性格の諸問題を検討する。これらの委員会は全国レベル及び地方レベルで活動している。現在、下記の一般委員会がある。

委員会名：

- 貿易委員会
- 国家購入委員会
- 労働問題委員会
- 税制委員会
- 開発及び戦略委員会

b) 部門別委員会

この委員会は加盟企業家の要望によって設立される特定の産業部門別の専門委員会である。その数、構成及び作業内容は対象となる問題、関心の度合いによって弾力性を持たせている。現在アルミ委員会、自動車委員会、溶接委員会、新技術委員会など56の部門別委員会があり、会員数は延 1,095に上る。



#### c) 本部と支部

FEDOMETALは下記のようにボゴタに本部を持ち、主要都市に支部を持っている。

- － 中央本部： ボゴタ
- － アトランチコ支部： バランキージャ
- － アンティオキア支部： メデジン
- － ボリーバル支部： カルタヘーナ
- － カルダス支部： マニサーレス
- － 中央支部： ボゴタ
- － サンタンデル支部： プカラマンガ
- － バジェ・デル・カウカ支部： カリ

#### 4) サービスへの評価

業界代表として金属工業及び金属加工業に影響を与える政府の施策に対して、積極的に発言している。例えば、現在、業界にとって最も大きい問題である自由化、産業部門のリストラクチャリングに関しても、業界の要望を政府関係者も出席している総会、有力新聞、機関誌、論文等を通じて発表している。

情報提供及び刊行物の分野では発刊する刊行物の種類も多く、FEDOMETALの意見発表の場としても一般情報・専門情報の提供の場としても申し分ない。例えば、数年前出版されたコンサルタントが作成した“金属加工業綱領(PLATAFORMA METALMECANICA)”をFEDOMETALが監修した。この刊行物の中で過去の統計データを駆使して、金属加工業振興のための一般経済政策、財政、労働、金融、貿易、技術、制度に関する提言をしている。また統計データ集、雑誌等で広範な情報を提供している。

国際協力の分野では、アンデスグループ経済統合協定会議への出席など、国際的にも積極的な活動を行なっている。また経済ミッションの海外派遣などにも力を入れている。

FEDOMETALの会員組織が大・中企業中心となっている傾向にあるが、コロンビア工業全般の発展に欠かせない小・零細企業も会員に加え、そ

の利益を図り、そのためのサービスにも努力すべきであろう。すなわち、大企業優先の立場を改めるべきと考える。そのためにも、小・零細企業も会員に加えた上で、小・零細企業委員会を作り、その要望を関係機関へ出せる態勢にすべきであろう。

(2) 金属産業協同組合株式会社 (COOPERATIVA DE INDUSTRIALES METALURGICOS LTDA. - COPIME)

COPIMEは、ボゴタ地区の中小規模（雇用者数10人から100人程度）の金属加工業者の組合（法人格は株式会社）である。現在約250社が組合員となっており、COPIMEは組合員にのみサービスを提供する。COPIMEは1963年2月に設立され、その目的は、金属加工分野の企業を集合し、組合員の利益の防衛と経済的発展を助成することにある。

主たる業務は、金属加工業用の原材料及び機械を購入し、組合員へ販売することにある。この点から見れば、協同組合的色彩を持った商社活動をしていると言えよう。COPIMEは融資の機能も持っていて、組合員に対する金融的支援も行なっている。そのほか生産技術講習会、管理技術講習会、機関誌による新製品や新技術の紹介等のサービスも行なっている。COPIMEの職員数は約40人で、その半数が原材料等の輸送・配送に携わっており、残りの半数が組合員へのサービスを行う管理部門となっている。

COPIMEの組合員への融資は自己の財源を主として運用している。会員は入会金5万ペソのほかに最低10万ペソ以上の預金をすることによって融資を受ける資格を得ることができる。この預金額については融資保証金としての性格も持つこととなる。当組合の融資は2つのタイプに分類される。1つは当組合内で販売する製品又は原材料を購入する際に適用されるもので（いわゆる信用販売的性格のもの）もう1つは当組合からの購入以外に当てられるものである。COPIMEの行う融資の種類には次のようなものがある。

1) 通常融資ライン (LINEA ORDINARIA)

- 当組合で販売する原材料を購入する際に利用できる。
- 当組合に対する預金残高の2倍までをクレジットで購入できる。
- 支払金利は月額2.5%、年間30%である。
- 30～40日の返済猶予期間 (Grace Period) がある。

2) 金融基金融資ライン (LINEA FONDO FINANCIERO)

- 当組合で販売する加工機械及び原材料購入を対象とする。
- 預金残高の12倍までのクレジットが可能である。
- 融資期間は加工機械の購入： 120日  
原材料の購入： 90日
- 支払金利： 年18%
- 返済猶予期間はない。

3) 貯蓄及び融資ライン (LINEA AHORRO Y CREDITO)

一般商業銀行と同じような融資制度である。組合員に預金をさせ、その預金には利息を払い、預金額の4倍を限度とする融資を行う。

- 預金は3ヶ月間引出しが不可能である。(3ヶ月定期)
- 預金金利： 年21%
- 貸付金利： 年28%
- 融資限度額： 預金残高の4倍
- 当組合外で取扱う製品購入に利用できる。

4) COPIMEの融資ライン (LINEA CORPORACION FINANCIERA POPULAR)

- 当組合で販売する原材料購入を目的とする。
- 預金は必要なし
- 保証人： 2名必要
- 貸付金利： 年38%
- 支払期限： 90日目；50% 180日目；残50%
- 貸付限度額： 250万ペソ

組合員がCOPIMEから物品を購入した場合、クレジットで購入した場合、購入価格の4%、現金で購入した場合、同じく1%相当額をCOPIMEへ預金しなければならない。この方法によって、組合員の預金を増やし資産の形成をさせるとともに、COPIMEの融資財源を得ることもできる。

COPIMEが集中購入して組合員へ販売する原材料は、輸入されたものが約半分を占める。企業が各個別々に原料を輸入するのは、ロットが小さく輸入許

可申請などの手続も困難である。この面からもCOPIMEの果たす役割は重要である。また、本調査での企業訪問先にもCOPIMEの組合となっている企業があったが、COPIMEの融資システムはよく利用されており、運転資金、設備資金不足に悩む企業にとっては便利な制度である。COPIMEとしては、ポゴタ地区以外の業務拡大は考えていないという。しかし、中小・零細規模の金属加工業にとっては、COPIMEの果たしているような機能はすこぶる重要である。ポゴタ以外の地域へも同様の組合の設立が望まれる。

### 5.3.5 下請の振興と下請契約取引所

中小・零細企業の中でも、特に金属加工業の分野では企業間の分業、すなわち下請関係を強化することによって、効率のよい生産活動を行うことができる。下請契約によって、契約者(Contractor)も被契約者(Subcontractor)も利益を得ることができる。

#### 1) 契約者(Contractor)にとっての利点

- 新たな設備投資を行う必要がなく、製造原価を低減させることができる。
- 下請企業で製造できる部分の製造工程をカットすることによって、機会利益の損失と過剰な生産設備能力を持つことを避けることができる。
- 新規設備投資から生産開始(収入取得)までのリード・タイムを、現有設備のある下請業者へ発注することにより短縮またはなくすことができる。
- 下請業者の持つ特殊技術を利用し、より競争力のある製品の製造が可能となる。
- 下請契約をすることによって、浮いた時間と資源を研究や市場開拓へ向けることができる。

#### 2) 下請企業(Subcontractor)にとっての利点

- 生産設備能力を最大限有効利用できる。
- 製品、生産ラインを高度に専門化、特化できる。
- 契約企業の技術の変化に適應することによって技術革新ができる。
- 市場開拓、販売促進費等のコストを大幅に低減することができる。

コロンビアでは、下請契約の振興も非営利民間団体の活動に委ねられている。コロンビア金属産業連合会 (FEDENETAL) の主導により設立された新産業コロンビア財団 (FUNDACION NUEVA COLOMBIA INDUSTRIAL - NCI) がこの分野で貢献した。NCIは生産企業、科学者、技術者などを糾合して作業グループを作り、コロンビアの工業発展のため諸問題を研究し、開発プログラムや政策を策定することを目的としている。この研究の成果の一つとしてコロンビア下請サービス財団 (FUNDACION SERVICIO COLOMBIANO DE SUBCONTRATAACION) ができ、下請契約所 (BOLSA DE SUBCONTRATAACION) をボゴタ、メデジン、カリに設立することになった。

下請契約取引所の概要を下記に述べる。

#### (1) 設立の意義と目的

コロンビアにとって、従来より下請契約を促進するための情報提供システムの確立が必要であった。下請契約所は下請契約促進のために1987年9月に設立された情報センターである。この情報センターの目的は次のとおりである。

- コロンビアの工業間の水平統合（横のつながり）を支援する。
- 大企業と中小企業の緊密化を図る。
- 工業界の生産設備能力の最大限の活用を図る。
- 大企業と中小企業間の技術移転を支援する。

#### (2) 支援団体等

##### 設立メンバー

ASOCIACION NACIONAL DE INDUSTRIALES - ANDI  
ASOCIACION COLOMBIANA POPULAR DE INDUSTRIALES - ACOPI  
FEDERACION COLOMBIANA DE INDUSTRIALES METALURGICAS - FEDENETAL  
CAMARA DE COMERCIO DE BOGOTA - CCB  
CAMARA DE COMERCIO DE MEDELLIN - CCM  
NUEVA COLOMBIA INDUSTRIAL - NCI

協賛メンバー

MICROEMPRESAS DE ANTIOQUIA

技術・資金支援メンバー

ORGANIZACION NACIONES UNIDAS DESARROLLO INDUSTRIAL—ONUDI (UNIDO)

JUNTA ACUERDO DE CARTAGENA—JUNAC

FONDO NACIONAL DE PROYECTOS DE DESARROLLO — FONADE

FONDO COLOMBIANO DE INVESTIGACIONES CIENTIFICAS — COLCIENCIAS

(3) 組織等

全国レベル： コロンビア下請契約サービス財団（1987年 9月設立）

地域レベル： ボゴタ下請契約取引所（1987年 9月設立）

メデジン下請契約取引所（1988年11月設立）

カリ下請契約取引所（1989年11月設立予定）

各地の下請取引所は財団の下部機構として位置付けられる。スタッフはボゴタが 4人、メデジンが 2名である。

(4) 活動状況

取引所が行う業務は、下請となりたい企業の情報をコンピューターにファイルしておき、下請企業を求めている企業に情報を提供し、下請促進を図ることである。企業情報のファイルを作る方法はANDI、ACOPI、FEDEMETAL、商工会議所等の所有する企業名簿をもとに、企業に電話で取引所の趣旨を説明し加入登録を勧誘する。加入を希望する企業には外部の専門家に委託し企業訪問を行い、企業のデータを収集する。これを所定のフォーマットに書込み、それをコンピューターにインプットしデータ・バンクとする。

一方、Subcontractorを求める企業は、照会申込書を取引所に提出する。取引所はコンピューターのデータ・バンクより照会者の要求に合った企業をいくつか検索し、企業名を知らせる。その後契約者と下請企業が直接交渉する。交渉には取引所は関与しない。これらサービスはすべて無料である。

データ・バンク作りはまず金属加工業部門から開始し、次いでプラスチック

ク工業へと範囲を広げた。現在、縫製業、印刷業部門のデータ・バンクを作成すべく準備中である。

1989年 7月現在の登録企業数

	金 属 加 工 部 門	プ ラ ス チ ッ ク 部 門
ボゴタ	385	85
メデジン	270	65
カ　　リ	準 備 中	準 備 中

ボゴタの取引所では1989年 7月現在、416件の照会があり、200件が下請契約をした。これにより1,200百万ペソの売買契約が達成された。メデジンでは155件の照会があり、150百万ペソの成約となった。登録企業は60%が小企業、25%が中企業、15%が大企業である。零細企業は名簿などの情報が不足していること、設備機械が貧弱で下請企業として不適當であるという理由から登録されていない。また、成約した下請取引の内90%が一時的な契約であり、10%が継続的な下請関係を望むものである。

インタビューしたボゴタ下請契約所によれば、成約した下請契約のほぼ100%が中小企業相互間の契約であり、本来の目的である大企業と中小企業間の契約は皆無に近い。理由は、大企業と中小企業の間には技術格差があり、中小企業は大企業の望む品質のものを製造することが困難なためである。また、組立産業（大企業）は国産品よりも輸入品を好む傾向がある。下請契約後発生した問題点として、1)注文量が増えても下請企業が販売単価を下げない、2)原材料の品質が悪いのが根本原因であるが、製品の品質が悪い、3)原材料が高い、4)下請業者が納期を守らない、などが挙げられる。

5.3.6 工業化に係わる諸政策

前項までは中小・零細企業振興に関係の深い制度や実施状況を述べた。本項では企業規模や業種を問わず、工業化に係わりの深い制度について概観する。なお、工業化促進のための金融制度については第6章で、技術支援機関については第7章で述べる。

## (1) 輸出振興

### 1) 輸出奨励償還制度 (CERTIFICADO DE REEMBOLSO TRIBUTARIO-CERT)

本制度はコロンビアの産品を輸出する者に対して、輸出額(FOB)の一定割合を償還し、輸出の振興を図るものである。ただし、償還の方法はペソ建てであり、中央銀行が税額控除証明(CERT)を発行するものである。また、伝統的輸出産品であるコーヒーや石油及び石油製品は、本制度の適用を受けない。CERTは譲渡可能で、所得税、関税、物品税等の支払いに額面価格で充当できる。控除する率は輸出する物品によって異なり、また毎年見直しされる。現在最高がFOBの12%となっている。

### 2) 輸出向生産用輸入優遇制度 (PLAN VALLEJO)

輸出向の生産に使用される原材料や資本財(機械類等)の輸入に対し、事前預託金、関税の一部又は全部を免除する制度である。また、輸出に向けられる製品及びサービスの生産に係わる資本財、原材料、中間材の輸入に対して優先的に輸入ライセンスが許可される。

### 3) フリーゾーン (ZONA FRANCA)

輸出の振興、内外からの投資の促進、輸入の効率化を目的として、フリーゾーンが国内に6ヶ所建設されており、2ヶ所が開発中である。大西洋岸に東からサンタ・マルタ(SANTA MARTA)、バランキージャ(BARRANQUILLA)、カルタヘナ(CARTAGENA)の3つのフリーゾーンがあり、ヴェネズエラとの国境内陸部のククタ(CUCUTA)、太平洋岸のヴェナベントゥーラ(BUENAVENTURA)、これの東南部に近接したカリ近郊のパルマセカ(PALMASECA)を加えて6ヶ所となる。建設中なのはパナマとの国境に近い大西洋岸のウラバ(URABA)と、メデジンに近い内陸のリオネグロ(RIONEGRO)である。

フリーゾーンは経済開発省とその傘下の外国貿易庁(INCOMEX)の管轄下にある。フリーゾーン内には「工業ゾーン」と「商業ゾーン」があり、商業ゾーン内には経済開発省所属の保税倉庫もある。

フリーゾーンに対する法律は、1985年の法令109によって改正された。この法令でフリーゾーンは治外法権地域、すなわちフリーゾーン内での



生産行為、商行為はすべて外国で行われたものと全く同じ取扱いを受けることになった。

- 輸入関税： 一切免除
- 国内への製品販売： 輸入関税適用
- 所得税： 全額免除
- 通貨： 内貨と自由な交換可
- 利益送金： 外国企業は利益を全額送金可
- CERTの適用： フリーゾーンからの外国への輸出には適用されない。国内からフリーゾーンへの販売は輸出とみなされCERT適用。

#### 4) 輸出振興基金 (FONDO DE PROMOCION DE EXPORTACIONES - PROEXPO)

PROEXPOは輸出振興のため法令444/1967に準じて設立された基金で、  
a) 輸出金融、b) 輸出振興活動、c) 海外市場調査を行なっている。活動資金には特別輸入関税（18%）の内の6%を当てている。  
融資条件などについては第6章 6.2.2を参照のこと。

#### (2) 資本財プログラム (PROGRAMA BIENES DE CAPITAL - PBC)

資本財プログラムは資本財の輸入代替を推進するため、コロンビア政府とUNIDOの協議によって1985年に5年間の期限付で策定された計画である。コロンビア政府とUNIDOは国内の中間財総需要の50%及び資本財の80%が輸入によっている現状に鑑み、貿易収支の不均衡を是正するためにも資本財の輸入代替が推進されねばならないと考え、このプログラムを作った。

当計画の実施母体の設立に当り、国内よりDNP、INCOMEX、IFI及びCOLCIENCIAS (FONDO DE INVESTIGACIONES CIENTIFICAS "FRANCISCO JOSE DE CALDAS") が参加し、更に国連の2機関、UNDP (United Nations Development Programme) とUNIDOが支援している。運営費用はUNDPの援助によるものであるが、業務内容によっては政府、IFI、INCOMEX及びUNDPなどから資金援助を得ることもある。

資本財プログラムの内容は、以下のサブプログラムで構成されている。

- 1) 有望業種の選定と選定業種の Feasibility Study (MONOGRAFIAS)
  - 2) 工業育成 (PROIN)
  - 3) 技術育成 (PROTEC)
  - 4) 工業育成に対する経済的手段の研究 (ECONO)
  - 5) インフォメーションシステムの確立 (INFO)
  - 6) 国産品の情報整備 (SIPNA)
- 
- 1) MONOGRAFIASは有望業種を選定し、選定された業種についての Feasibility Studyを実施する。この調査をベースとして生産に携わる企業のプロモーション活動を行い、国産化を図っていくものである。有望業種の選定に当たっては、まず国内消費額と輸入比率の高いものという2方向から業種を選定し、更にその中から技術難易度を考慮して A～D までの4ランクに分類するものである。続いてランクの高いものから順に Feasibility Studyを実施するものである。
  - 2) PROINでは上記の MONOGRAFIASの調査結果を一般に広め、国家の購買力を有効に利用することにより、国内産業開発を推進することを目的とする。具体的には国内で調達可能な機械設備及び部品を公的機関でリストアップし、国家投資プロジェクトに係わる入札で国内生産品を優先的に購買しようとするものである。この活動は1987年の政令第180号を根拠に、資本財プログラムの主導によって創設された産業統合グループ (GII) で推進される。GIIは通信、鉱業、エネルギー及び公共土木事業の各セクターで組織されている。
  - 3) PROTECでは、資本財産業の開発に影響を及ぼす新技術の開発・調査とその利用、品質管理、技術移転を推進することを目的としている。このサブプロジェクトを推進するために国外のエキスパートを招聘し、講習会又は討議会を開催する。
  - 4) ECONOは資本財プログラムに関連する製品の統計資料を準備するものである。

- 5) INFOの目的は資本財プログラムに係わるメンバーや研究者、又は企業家の問合せに対応するための情報提供窓口としての資料センター維持管理である。
- 6) SIPNAは資本財プログラムが INCOMEX (外国貿易庁) のために推進してきた支援活動である。これは国内で生産されている資本財のデータベース (プログラムソフト及びハードウェア) の開発を目的としている。

現在のところ、当プログラムの活動は1)と2)が主体であり、3)以下は今後の課題である。資本財プログラムは優先して国産化すべき資本財として、エレクトロニクス関連機器及び構成部品、電話機、マイクロコンピューター、工業・実験用オープン、リレー、計測・制御・検査用電子部品、金属パイプ、コンプレッサー等を選定した。

資本財プログラムが推進してきた各種活動はその重要性に鑑み、5年間 (1990年完了) 経過後は政府機関 (経済開発省になるものと思われる) の一部に組入れられ、存続する模様である。

### (3) 国産品保護

#### 1) 政府調達

デクレト (Decreto) 222/1983で公共事業を行うときの契約方法を規定しており、指定国産品使用義務、国内労働者使用義務などが定められている。

資本財プログラムにおいても、政府や国営企業が資本財を調達しようとするときは、国内企業に優先的に紹介をし、国産品調達を拡大しようと努力している。

#### 2) 関税制度と輸入ライセンス

1963年中央銀行の傘下に貿易庁 (INCOMEX) が設立されるまでは、中央銀行自身で貿易管理を行っていた。法令444/1967によって、INCOMEXは1968年より経済開発省の傘下で実務を担当することになった。

コロンビアの輸入関税は、一般税率、LAIA譲許税率、ANCOM域内譲許税率と、複数の関税体系となっている。一般に輸入を行うときは一般関

税のほか、10%販売税、18%特別関税がかかる。一般関税は自動車の輸入に例外的に最高の200%がかかるほかは最高55%までである。

輸入ライセンスには次の2つがある。

自由ライセンス(LICENCIA LIBRE)

事前審査ライセンス(LICENCIA PREVIA)

そのほかに輸入禁止品目がある。

現在では、輸入禁止品目は政治や社会にとって有害なものだけに限られている。事前審査の対象となる品目は、国産品があって量的、質的に国内市場のニーズをかなりの程度満たす事ができるもの、および国産品がなくても輸入のために多額の外貨を必要とする原材料である。届け出だけで輸入ができる自由ライセンス品目は国産品がないものである。しかしこれはあくまでも原則であって個々の判断は INCOMEXによって下される。

下表でわかるとおり1989年7月現在、輸入禁止品目54(1.1%)、事前審査ライセンス品目3,104(60.4%)、自由ライセンス品目1,984(38.6%)となっている。同表により1985年に輸入禁止品目を大幅に減らし、反対に自由ライセンス品目を増やした。1990年2月になって、経済解放政策の一環として、これまでの国内産業保護主義を改め、大幅な輸入自由化を行った。輸入自由化によって競争原理を導入して、コロンビア産品の輸出競争力を高めようとするものである。すなわち、コロンビア政府は1990年2月22日付 INCOMEX(外国貿易庁)外国貿易審議会決議第4号により、8ケタ関税分類で一挙に861品目を事前審査ライセンス品目から自由ライセンス品目に移行した。

自由化対象品目は、生きている動植物から工業品まで多岐に亘り、特に科学品、金属製品、機械機器、電気機器など工業用原材料部品に主眼が置かれている。対象品目の内、393品目は国産されていない原材料であり、残り468品目については国内生産登録がなされている。今回の自由化により、事前審査ライセンス対象品目数は全体の60%から46%に減少した。

Number of Items by Import Licence

Year	Prohib.	%	Previa	%	Libre	%	Total
1984	828	16.5	4,160	83.0	23	0.5	5,011
1985	69	1.4	3,602	71.6	1,359	27.0	5,030
1986	56	1.1	3,160	62.7	1,826	36.2	5,042
1987	56	1.1	3,081	61.1	1,905	37.8	5,042
1988	54	1.1	3,094	60.3	1,984	38.7	5,132
1989 <sup>*1</sup>	54	1.1	3,104	60.4	1,984	38.6	5,142

Note: \*1 July, 1989

Source: INCOMEX

自由ライセンス品目を事前審査ライセンスに変更しようとする、すなわち国産品の保護を得ようとする時は、製造業者が申請することによって INCOMEX が検討する。

検討項目は次のとおりである。

- 原料、コンポーネント、パーツなど最終製品に占める国産品の比率が50%以上であること。
- 国内需要の大半を生産する生産能力があり、輸出できるまで生産能力を拡大できる可能性があること。
- 製品が品質的に外国製品と競争できるレベルにあること。
- 價格的に外国製品と対抗できるレベルにあること。

このようにして関税率の操作と輸入ライセンスの与え方によって国産品保護を行ってきたわけであるが、産業構造のリストラクチャリングとともに貿易の自由化がコロンビアの緊急課題となってきた。INCOMEXによれば、3年の内に事前審査品目を自由品目へと移行させ、後の2年で輸入関税率を下げるといった方法で輸入自由化を図る方針である。

### 3) 組立産業の保護

政府は組立工業奨励のため、1983年11月22日の政令3218号に基づき、経済開発省傘下の商工監督庁 (SUPERINTENDENCIA DE INDUSTRIA Y COMERCIO) に対して、組立工業に関する規制をさせることにした。上記政令の中で具体的な以下の品目の製造企業が組立工業として認められる

こととなっている。

自動車・オートバイ（及び同部品）、電話機及び交換機、  
家電品、小型飛行機、自転車、エンジン、移動可能な電気機械、  
エレベーター、トラクター、電子機器

現在まで46社が承認されたが、更に50社が申請中である。ただし自動車は3社、オートバイは4社で、両部門についてはこれ以上の新規企業は認めない。

組立工業として指定を受ける企業は、

- a) 外国より技術の移転を確保すること。
- b) 国内調達の一部品を生産に徐々に取入れること。
- c) 輸出を段階的実施すること。

を義務付けられる代り、

- a) 各部門毎に企業の数制限されるため、過当競争が避けられて一定の市場を保有できる。
- b) 国内製造業としての待遇を受け、特に政府機関との行政契約の面で数多い利点を有すること。
- c) 完成品の輸入を抑えるため、関税の保護を受けられること。

の特典がある。

しかし、経済解放政策のもとでこの保護主義も見直されることになるかもしれない。

#### 5.4 日本の法体系と施策のあらまし

コロンビアにおいては、政府を主体とした中小及び零細企業振興行政に立ち遅れが見られる。本節では、今後コロンビア政府が中小企業部門を強化する際の一助として、日本国の中小企業行政のあらましを紹介するものである。

日本の中小企業の定義は、適用する法律によって若干の違いはあるが、ほぼ下記の中小企業基本法の定義に準じている。

業 種	従業員規模・資本金規模
工業・鉱業等	300人以下または 1億円以下
卸売業	100人以下または 3千万円以下
小売業・サービス業	50人以下または 1千万円以下

日本では零細企業も一括して中小企業として取り扱われるが、特に小規模企業（零細企業を含む）を対象とする助成策もある。その時の小規模企業の定義は下記のとおりである。

業 種	従業員規模
工業等	20人以下
商業・サービス業	5人以下

大企業・中小企業を含めた民営非一次産業の総数は、事業所数で 649万、従業員数は 4,900万人である。この内に中小企業（小規模企業を含む）の占める割合と、小規模企業のみが占める割合を下記に示した。

	全体数	中小企業	小企業のみ
事業所数	649万	645万 (99%)	506万 (78%)
従業員数	4,900万人	3,951万人 (81%)	1,533万人 (31%)

日本における中小企業振興は通商産業省（＝通産省）外局の中小企業庁が行政の責任母体である。中小企業事業団、地方自治体、金融会社及び民間団体などが行政側と中小企業を結ぶ窓口として参加する。

1985年以後、NIEs（新興工業国）の激しい追い上げや急速な円高を基調として国内基幹産業の多くが海外進出を実施するなど、国内産業は新しい局面を迎えている。日本経済は過去幾多の困難を企業が自助努力による体質及び構造改善を図りながら発展させてきたの

である。こうした中で、中小企業も環境変化に対応しながら国内産業及び経済を支えてきたのであり、上記の事業所数、従業員数からみても日本経済は中小企業を抜きにして語るができない。

日本における中小企業振興の施策は、新しい局面を迎えた産業経済の動きに中小企業が対応できるよう支援することを目的とする。

#### 5.4.1 行政機関の現状

通産省は通商・商鉱工業・度量衡等に関する国の行政事務を主管する行政機関である。内部部局として、大臣官房のほか、調査統計・通商政策、国際経済・経済協力・貿易、産業政策・立地公害・基礎産業・機械情報産業・生活産業の10部局、外局として特許庁、資源エネルギー庁、工業技術院、中小企業庁が存在する。

中小企業庁は中小企業の育成・発展及びその経営の向上に必要な諸条件の確立を目的として設置され、関係事務を所掌する。

関係行政庁・国会・公正取引委員会に対し協力を求め、勧告・申し出をする権能を持つものである。(中小企業庁設置法に基づく中小企業庁の権能) 中小企業庁の組織及び事務分担はFigure 5.1を参照。

また、通産省の出先機関として全国 8つの地区の通商産業局商工部の中に中小企業課があり、中小企業行政の地方的統括に当たっている。中小企業に関する技術については、商工部技術振興課が担当している。これらは業種別行政を行なっている商工課等と協力し、地方における中小企業行政の推進を行なっている。

(Figure 5.2参照)

中小企業事業団は、中小企業事業団法に基づいて1980年10月1日に、中小企業施策の総合的な実施機関として、旧中小企業振興事業団と旧中小企業共済事業団との統合によって設立された特殊法人で、1) 中小企業構造の高度化を促進するために、a) 工場団地、卸団地、共同工場、共同店舗、共同施設等の共同化、協業化事業及び繊維工業構造改善事業に対する融資事業、b) 高度化事業に関する指導事業、2) 中小企業大学校を設置して中小企業指導担当者等の養成研修事業、中小企業者に対する研修事業、また、中小企業大学校に「中小企業研究所」を設置し、研修事業の質的水準の向上を図るための各種研修用機材、手法の開発、診断指導手法の開発等の研究事業、3) 小規模企業共済法、中小企業倒産防止共済法による



共済制度の運営等の事業を行なっている。

中小企業行政と関係の深い各省庁として、税制・金融等を担当する大蔵省、労働条件・労働力確保等労働問題全般を担当する労働省、社会保険・社会保障・福利厚生施設融資を担当する厚生省、産業労働者住宅融資等労働者住宅・都市問題に関係する建設省、中小企業業種所管官庁としての農林省・運輸省、工業技術全般を所掌するものとして通産省の付属機関である工業技術院・国立試験所等がある。これら省庁と中小企業庁とは中小企業振興に係わる施策全体で何らかの関係があり、プロジェクト毎の審議会を通じて具体的施策の取決めを行なっている。

#### 5.4.2 中小企業振興における施策の概要

政府は中小企業が産業構造転換という新しい局面に際し、十分に対応が可能又はスムーズに環境適応ができるよう 3つの側面から施策を講じている。  
(Table 5.6 参照)

##### (1) 構造転換対策

1985年秋以後の激しい円高は、海外からの厳しい国際協調への要請、NIEsの追い上げ、情報化時代の進展、大企業の事業内容拡大、バイオテクノロジーの商業化競争や半導体の小型・大容量化競争に伴う技術革新等と相俟って、中小企業経営を厳しいものとした。かかる状況下で政府は特に大幅かつ急激な影響を受けた特定業種や特定地域、更には輸出志向の強い業種に対し低利融資、技術開発助成、補助金の供与、税制措置、異分野業者の融合支援等、抜本的な施策を講じ、中小企業の構造転換を図っている。

##### 1) 融合化促進対策

異分野中小企業者の知識の融合による新分野開拓の促進を目的とする。この目的を達成するため、下記の施策の実施を「融合化法」で規定している。

##### a) 予算措置

異分野中小企業者の交流に対する補助金  
新製品又は新たな役務の開発のための補助金

## b) 融 資

融合化促進高度化融資（中小企業事業団）

融合化促進特別貸付（商工中金）

## c) 税制措置

試験研究関連税制

知識融合開発に伴う地方税特例

準備金及び特別償却制度

融合化促進高度化関連税制

## 2) 国際化対策

中小企業の海外進出、貿易を推進するため、1) 海外投資円滑化事業、2) 貿易の円滑化、3) 日本貿易振興会による海外広報、4) 国際交流の 4項目を柱とした事業を展開している。（Figure 5.3参照）

本対策事業では、中小企業の国際化に係わる情報提供、貿易摩擦の仲裁、ミッションの派遣、研修会の実施及び市場開拓準備金に対する優遇税制実施等に主眼が置かれる。

## 3) 特定業種対策

特定業種とは、構造的要因により特に影響を受けている中小企業で、事業転換計画が適当である旨の都道府県知事の承認を受けたものである。また、構造的要因とは、貿易的構造変化による物品の輸出の減少、輸入の増大、国際的な需給構造の変化による役務提供の増大を意味する。本対策は該当する企業に対し各種の助成を行い、活性化していくことを目的とする。目的の遂行に当り、『特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法』で法的根拠を持たせるものである。（Figure 5.4参照）

## 4) 特定地域対策

円高などの経済環境の変化により、相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じていると認められる地域、又は特定地域における工場

の新增設を行う企業等に関して各種の助成措置を講ずるほか、公共事業の実施等関連施策についての配慮等を行うことを目的とする。『特定地域中小企業対策臨時措置法』では、政府及び関連機関が施策を円滑に進められるよう、(特定)地域中小企業の新分野進出事業等の円滑化対策、及び特定地域の活性化対策の2分野に分け、各々について補助金の支出、特別融資制度の実施、特例信用保険の実施及び税制面での優遇措置を講じている。(Figure 5.5参照)

#### 5) 下請企業対策

社会経済の急激な変化の中で親企業の構造調整が進展するのに対応し、下請中小企業は総合的生産能力の向上、取引先親企業の多角化、新分野進出等の必要性が増加している。下請中小企業がこのような時代に呼応し、速やかに構造調整が実施できるよう支援することを目的とする。

この対策は、以下の4つの制度を持っている。

- a) 下請企業調整円滑化技術開発助成制度
- b) 下請企業調整円滑化資金貸付制度
- c) 下請中小企業対策貸付制度
- d) 中小企業等基盤強化制度

以上4つの制度及び『下請中小企業振興法』の柱となっている下記の3つの施策で支えられている。(Figure 5.6参照)

- a) 下請事業者及び親事業者のよるべき振興基準の策定とそれに定める事項についての指導及び助言
- b) 下請事業者の組織する事業協同組合がその親事業者の協力を得ながら作成し推進する振興事業計画制度
- c) 下請取引円滑化を図るための下請企業振興協会

## (2) 小規模企業対策

中小企業の中でも大企業との格差の大きい小規模企業、つまり正規従業員数が20人以下、又は商業・サービス業においては5人以下の企業、の従事者がほかの企業の従事者と格差のない生活を営めるよう税制、金融面等で企業を支援することを目的とする。

この対策は、小規模企業を対象としたものが4項目、そして中小小売商業者を対象としては1項目で構成される。

### 1) 経営改善普及事業

組織及び指導事業と称し、全国の商工会と商工会議所内に設置した経営指導員を通じ実施される金融、税務、労働、経理、経営及び取引等についての相談・指導と、経営改善普及事業に分けられる。

経営改善普及事業は、更に1)人的指導体制の充実、2)記帳指導の強化、3)専門指導体制の整備、4)指導環境等の整備、5)若手後継者育成費の拡充、6)都市部における指導体制の強化、7)指導員等の資質向上、8)人材開発推進事業の拡充、9)その他等、総計13のサブプロジェクトで実施されており、商工会等の関係団体の指導員強化のための助成金の支出、専門指導員の設置、研修事業に対する補助、企業に対する技術専門家の無料派遣、大企業から小企業への人材供給斡旋等の具体的活動を通じ、小規模企業の経営改善を推進している。

### 2) 経営改善資金融資

中小企業、なかでも小企業は、経営が不安定であること、業歴が浅いものが多いこと、担保、信用力が乏しいこと、記帳整理が不十分であることなどの理由により金融面で不利な立場にある。このため、商工会等の経営指導を受けた小企業を対象に貸付を行い、経営改善に力を貸すものである。

融資条件は次のとおりである。

- a) 貸付限度額： 450万円以内 (US\$ 30,000 (1US\$ = ¥150))
- b) 貸付期間 設備資金： 5年以内 (据置期間=6ヶ月)  
                  運転資金： 3年以内 (据置期間=6ヶ月)
- c) 貸付金利等： 5.4%/年、無担保、無保証人
- d) 貸付対象者：
  - 小企業者          : 従業員 5人以下
  - 商業・サービス業： 従業員 2人以下
  - 原則として 6ヶ月以前から経営指導員の指導を受けていること
  - 最近 1年以上、同一の商工会・商工会議所の地区内で事業を営んでいること
  - 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税をすべて完納していること
  - 担保又は保証について余力があり、ほかの金融制度の利用が明らかに可能なものでないこと

また、これら小企業者に対しては、個人事業税における事業主控除、法人税の軽減、貸倒引当金の特例等税制上の措置も併わせて講じられている。

### 3) 設備近代化貸付・設備貸与

#### a) 設備近代化貸付

中小企業の生産性向上と生産コストの低減による競争力強化と経営安定化を目的とする。中小企業は資金調達力が弱いため、設備投資をして生産性を向上させることが一般的に困難である。また、信用力の面で金融機関からの借入れが困難な中小企業も少なくないことから、中小企業の設備の近代化を促進するために設けられた制度である。1966年に制定された『中小企業近代化資金等助成法』以来、各都道府県は、特別会計を設置して国からの補助金を受入れるとともに、一般会計から国の補助金と同額以上の資金を繰入れ、これらの資金を原資として中小企業者に設備近代化のための費用の半額を無利子で貸付ける。

設備近代化資金貸付制度の具体的内容を Table 5.7 に示す。

b) 設備貸与

設備貸与は、資金調達力の弱い小企業者に対して開かれたものである。というのも、設備近代化資金貸付制度での融資は所要資金の1/2を限度額としており、残額は自助努力で調達しなければならないからである。

貸与制度は、地方公共団体の全額出資によって設立された公益法人の貸与機関が都道府県から所要資金の1/2について無利子の貸付を受け、小企業者からの申込みに応じて機械類の購入を行い、これを申込者に貸与するものである。貸与の対象となる設備は、毎年通産大臣が業種別に定めた設備、都道府県知事が地方産業振興業種に関して指定する設備で最新鋭のものであることが要件となっている。

設備大洋の方法には割賦（ハイヤー・パーチェス方式）とリース方式がある。前者は貸与期間4.5年以内で保証金10%（最終賦払に充当）を積み、毎年機械代金と損料4.5%を支払う。賦払いが完了すると所有権は企業者に移る。リースはハイテク、情報機器等に対するものであり、リース期間7年以内でリース料は年利7%に相当するよう計算される。

4) 小規模企業共済制度

この制度は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の廃業、役員退職等についてその拠出による共済制度を確立し、これにより小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とする。

この制度は、中小企業事業団が政府の全額出資及び補助金をもって運営するとともに、全国の中小企業団体に業務の一部を委託し、金融機関をその代理店として業務を遂行する。

加入資格は、常時使用する従業員数が20人以下の企業で、個人事業主、会社、企業組合及び協業組合の役員等である。掛金は月額1,000円から月額7万円までの500円きざみとなっており、毎月の掛金と納付月数によって給付適格時又は解約時（事業の廃止、退職、死亡等）の給付額が異なる。

疾病又は負傷により1ヶ月以上の入院を必要とする、及び被災区域に事業所を有し、その災害を受けた共済契約者を対象とした「傷病災害時貸付」と、納付した掛金の額の範囲内で簡易・迅速に事業資金を貸付ける「一般貸付」の制度が設けられている。

（一般貸付）

- a) 限度額： 10万円以上 250万円以内
- b) 使 途： 事業資金
- c) 金 利： 年 7.2%
- d) 貸付期間： 6ヶ月、12ヶ月、24ヶ月（105万円以上の場合）
- e) 担 保 等： 無担保、無保証人

（傷病災害時貸付）

- a) 限度額： 50万円以上で共済金の額の90%又は原則として400万円のいずれか少ない額
- b) 使 途： 事業資金
- c) 金 利： 年 7.0%
- d) 貸付期間： 3年
- e) 担 保 等： 無担保、保証人（原則として配偶者等）

5) 商店街の活性化

中小小売商業のための施策は中小小売振興法を根拠として実施されている。本法は、商店街の整備、店舗の共同化等の事業を推進し、中小小売商業者の経営の近代化を促進することなどにより、中小小売商業者の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。一般的な指針として、次の項目を内容とする「振興指針」が定められている。

- a) 経営の近代化
- b) 経営管理の合理化
- c) 施設及び設備の近代化
- d) 事業の共同化
- e) 従業員の福利厚生
- f) その他中小小売商業の振興

この「振興指針」に従って行われる中小小売商業者の経営近代化事業に対しては種々の施策が講じられており、そのいくつかを例に挙げると、店舗共同化や商店街の整備といった高度化事業計画の申請が政府により認定を受けると、法律（中小小売振興法）に基づき、土地保有税の適用除外、減価償却の特例、信用保険上の措置、金融上の助成措置等の適用を受ける。これら助成措置の中で「減価償却の特例」及び「金融上の助成措置」について加説すると「減価償却の特例」とは初年度分の事業経費の8/100が特別償却を認められるということであり、「金融上の助成措置」とは中小企業事業団を通して実施される「一般条件の融資（融資比率65%、金利2.7%）」と「特別融資（融資比率80%、無利子）」及び中小企業金融公庫と国民金融公庫からの「小売商業高度化貸付」等を指す。

### (3) 経営基盤対策

国内外の環境変化に十分に対処し、将来的にも日本経済を支え得る経営基盤の安定した中小企業の育成を目標に、金融、信用補完、税制、人材育成、技術向上、下請保護、官公需確保等の施策が講じられている。

#### 基本対策

##### 1) 金融・信用補完の充実

政府系中小企業金融機関の融資制度はもちろんのこと、民間金融機関の中小企業に対する金融の円滑化を図るため、中小企業金融のための専門機関を設け、制度的に中小企業金融が確保される仕組みを整えている。また、一般的に中小企業は物的及び人的担保において劣っている上、本来持っている信用力をも金融機関から認められない場合がある。したがって政府は、これらを補完することによって民間金融機関の資金を中小



企業の方向へ誘導するため、信用補完制度を設けている。これは、中小企業が市中の金融機関から資金の借入れを行う際に、都道府県等に設立されている信用保証協会が保証を行い、更に、中小企業信用保険公庫がこの保証を保険するというシステムである。

政府系中小企業金融機関を通して実施されている特別貸付は現在23種類あるが、Table 5.8 にその一部の概略を紹介する。

また、信用金庫、信用組合等民間系中小企業金融機関の貸付条件の概略はそれぞれ次のとおりである。

#### (信用金庫)

- a) 業種制限： なし
- b) 貸付限度： 8億円又は自己資本の20/100に相当する額のいずれか低い方
- c) 利率： 証書貸付で年 6.279%、手形割引で年 5.210%
- d) 貸付期間： 特に定めなし
- e) 担保・保証人： 特に定まっていないが、金額又は期間によって異なる。

#### (信用組合)

- a) 業種制限： なし
- b) 貸付限度： 当該信用組合の自己資本額の20/100又は4億円のいずれか低い方
- c) 貸付期間： 特に定めなし
- d) 担保・保証人： 特に定めなし

## 2) 税制の充実

税制についても様々な措置が講じられている。まず、税制措置の大項目だけでも10項目あり、各大項目についていくつかの税負担軽減が行われている。

大項目は、

- a) 個人事業者のための一般措置
- b) 法人事業者のための一般措置
- c) 中小企業の事業承継のための措置
- d) 協同組合等のための措置
- e) 中小企業の設備投資促進及び試験研究促進のための特別措置
  - － 中小企業者の機械等の特別償却
  - － 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）
  - － 中小企業等基盤強化税制
  - － 中小企業等事務処理合理化促進税制
  - － 中小企業技術基盤強化税制
  - － 試験研究費の額が増加した場合の税額控除
  - － 基盤技術研究開発促進税制
  - － 中小企業技術開発促進臨時措置法に基づく組合関連税制
- f) 中小企業の近代化の推進、構造改善及び融合化等のための特別措置（法律に係わる税制）
  - － 中小企業構造改善事業等についての措置
  - － 中小企業高度化事業についての措置
  - － 中小企業近代化促進法関係の措置
  - － 中小企業事業転換対策等のための措置
  - － 特定地域中小企業対策のための措置
  - － 繊維工業構造改善事業のための措置
  - － 中小企業の融合化のための措置
- g) 省資源・省エネルギーのための特別措置
- h) 公害防止のための特別措置
- i) 海外取引のための特別措置
- j) その他の措置

以上となっている。

この中で、e) 中小企業の設備投資促進及び試験研究促進のための特別措置の中の中小企業等基盤強化税制について概略を説明する。

## 中小企業等基盤強化税制

この制度は、円高の急速な進展等の現下の経済情勢を背景に、特定の中小企業者及び流通・サービス業の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大、ひいては内需の振興、産業の活力の維持及び雇用の吸収等に資することを目的として設けられたもので、対象設備を取得して指定事業の用に供し、又は対象設備をリース契約により指定事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除を行うことができる。

### a) 指定事業

指定事業とは、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第2条第2項第1号及び第2号の規定に基づき、指定された業種以外の業種に属する事業を言う。

### b) 方法

- － 取得の場合： 初年度に、取得価額の
  - A. 30%の特別償却
  - B. 7%の税額控除又は選択適用
- － リースの場合： 初年度に、賃借費用の総額の60%について7%の税額控除

本税制において対象となるリース契約は、次のいずれの要件にも合致することが必要である。

- － リース契約期間が5年以上、かつ、法定耐用年数以下
- － 対象設備毎に賃借費用の総額が定められている（同一の対象設備が2以上の場合は、1台又は1基毎）。
- － リース料の支払が均等、定期払いである。

### 3) 組織化対策

中小企業は一般に規模の過小性、資金、信用及び技術力の低さなどで不利な立場に立たされている場合が多く、そのため同業者が集って組織

化することにより、生産性の高揚を図り、対外交渉力の強化を図るなどの目的で各種の組合制度が確立されている。各組合は組合員の業種、活動の目的等によってFigure 5.7のように分類される。政府や地方公共団体ではこれらの組合活動を助成するために助成金を出資している。また、金融上の措置として、中小企業事業団法に基づく共同施設資金等による融資、商工組合中央金庫の融資、中小企業金融公庫の融資及び中小企業体質強化資金助成制度による融資を行うとともに、税制面でも組合に対する法人税の軽減、固定資産税の免除、不動産取得税の免除等積極的に組合活動を支援している。

#### 4) 診断・指導事業

都道府県及び中小企業事業団の協力による経営の診断及び指導、技術の指導及びそのための試験研究、中小企業の経営管理者、技術者に対する研修等の事業を行なっている。本事業の仕組みをFigure 5.8に示す。

### 経営資源の充実

#### 1) 人材養成

人材養成は中小企業事業団管轄の中小企業大学校を中心に展開される。中小企業大学校が行う研修事業は、a) 中小企業者に対する研修事業、b) 中小企業指導担当者等に対する養成・研修、c) 研究事業にそれぞれ分けられる。

##### a) 中小企業者に対する研修事業

中小企業者に対する研修事業は、中小企業のソフトな経営資源の充実、とりわけ人的能力の開発向上を図ることによって情報変化に的確に対応し得る総合的経営能力を強化していくことが目的であり、中小企業者経営研修、中小企業高度化促進研修、中小企業者技術研修及び通信研修の4コースで構成され、それぞれについて各種コースが設けられている。

b) 中小企業指導担当者等に対する養成・研修

中小企業指導担当者等に対する養成・研修は官公庁が実施する中小企業指導事業の向上を図るためのものであり、その対象は、主として地方公共団体等の職員であるが、特定のコースについては一般の人にも一定の受講料を納めて参加可能である。

c) 研究事業

中小企業研究所では、中小企業施策に係わる重要課題や中小企業の抱える経営・技術に関する課題及び中小企業大学校における研修事業の質的向上を図ることを目的として、次のような各種研究事業を実施し、その成果を各方面に普及している。

- A. 経済構造・産業構造等マクロ的視野に立った中小企業問題の研究
- B. 地域経済の変化、国際化の進展等環境変化に対応するための中小企業の実態に即した経営戦略の開発研究
- C. 研修事業の質的水準の向上を図るため、上記 A、B の研究成果を活用した技術研修教材・研修手法の開発及び研修事業支援研究

2) 情報化促進

中小企業庁では、中小企業が情報化の進展に伴う大企業との情報化格差などを克服しつつ、情報化の進展を積極的に活用して発展していくことができるよう、地域の中小企業の情報化の拠点たる中小企業地域情報センターの指導機能の強化、中小企業の情報化を支援する体制の整備を図っていくこととしている。

更に中小企業の情報ネットワーク化の推進、中小企業者の情報化を指導する人材の養成を行うなど中小企業の情報化を総合的に推進している。

中小企業事業団中小企業情報センターは、中小企業が必要とする経営、技術情報の収集・分析・創出を行い、中小企業が使いやすい形でデータベース化するとともに（このデータベースは SMIRS と呼ばれている）、

各地の中小企業地域情報センター（1988年度末45センター）を通じて、地域の中小企業者に情報提供を行なっている。

また、中小企業総合指導所、商工 3 団体等に向けて種々の情報誌を発行し、中小企業の情報収集能力を補完するとともに、地域から上がってくる中小企業者の情報相談に対して情報専門員が相談に応じている。そして、この内容を充実するため、中小企業事業団中小企業情報センターのデータベース（SMIRS）の拡充（1989年度 2万 3,000件）を図っている。

更に、中小企業地域情報センターにおいて実施を計画しているパソコン通信による産業情報の交流サービス（電子ネットワーク）のための標準プログラムを設計開発する。

Figure 5.9に情報の収集・提供の体系図を示す。

### 3) 技術力向上

中小企業の技術力の向上を図り、省力化、合理化、新製品の開発等による環境変化への円滑な適応を支援することを目的とする。更に、この目的を達成するため「中小企業技術開発促進臨時措置法」を施行し、特別な助成措置を講じている。（Figure 5.10 参照）

通産大臣によって提出された技術開発に関する基本方針を、「技術開発指針」として定め、この指針に従った研究開発を行おうとする中小企業者及び組合等は、技術開発計画書を作成し、都道府県知事の認定を受けるものとする。認定を受けた計画については、「中小企業技術開発促進臨時措置法」を根拠として、中小企業技術高度化対策費補助金、中小企業事業団高度化資金貸付、中小企業金融公庫特別貸付、国民金融公庫特別貸付、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、課税の特例等の優遇措置の適用を受ける。

人材養成については、都道府県が産業界、学界の協力と国の補助金を受けて実施する技術者研修と、中小企業事業団が中小企業大学校を通じて実施する公設試験研究機関の技術指導員に対する研修がある。

技術指導に関し、都道府県に設置されている公設試験研究機関（全国で約 170機関設置されている）は、技術指導の第一線を担当するものとして中小企業者に直結した技術指導を行っており、また、国は公設試験研究機関の行う指導に必要な施設を整備することにより、その指導体制、研究内容の充実を図っている。

また、中小企業が自己の製品の品質・性能の向上及び生産の合理化を図るためには、原材料の試験、製品の検査等が不可欠の技術的要件であるが、これに必要な試験・検査設備を中小企業者が個々に保有することは資金面、経営面からみて困難である。そこで、中小企業に必要であり、かつ、中小企業者単独では設置し難い試験設備等を備え、中小企業者が自由に利用できるような開放試験室を公設試験研究機関に設置している。

更に、先端技術を利用した新分野の担い手である研究開発型企業の振興を図るために、先端的試験研究設備・機器を配備した先端技術開放試験室、中小企業自ら行う異分野の技術と融合化させる研究又は試験検査のために必要な試験機器を配備した融合化開放試験室を、公設試験研究機関に設置している。

技術アドバイザー指導事業は、豊かな着想やアイデアを持ちながら技術力の不足から新製品・新技術に結びつけることができない中小企業者に対して、都道府県に登録された技術に関する豊富な知識と経験を有する者（例えば、技術に関する実務に20年以上の経験を有する者、大学、短大の教授、助教授等）を、中小企業からの指導依頼に応じて派遣し、中小企業の生産現場や公設試験研究機関において指導を行うものである。

なお、都道府県の商工担当課や公設試験研究機関に指導依頼窓口を設置している。

中小企業では、技術力、資金力等の問題で必要な技術の開発が困難な場合が多い。公設試験研究機関、国立試験研究機関及び中小企業事業団ではこのような中小企業の構造改善の推進を図り、生産性の向上に寄与するため、中小企業向技術開発、設計、試作を行い、その成果を公開普及説明会等を通じ、広く普及させている。

## その他

経営基盤対策に関連した特別施策として、下請企業対策、倒産防止対策、官公需対策、近代化対策及び分野調整等が挙げられる。

### 1) 下請企業対策

下請事業者は、一般的に親企業に対する取引依存度が高いことから、しばしば親企業から不利な取引条件を強いられることがある。下請代金の支払遅延、減額、返品等がその例であるが、このような不当な下請取引を適正なものとし、下請企業の経営の安定と成長を図る必要がある。下請代金支払遅延防止法の施行は以上の背景に基づくものである。本法の運用に当たっては、公正取引委員会及び中小企業庁において親企業、下請事業者に対する書面調査及び下請業者からの申し出などにより、下請取引の実態を調査した上で立入検査等を行い、その結果、違反事実の確認された親企業に対しては事態の是正を指導するとともに、それに従わない場合には勧告等の措置を取るものである。これら措置は法的根拠を有するものであり、場合によっては罰則の適用もある。

### 2) 倒産防止対策

中小企業の倒産防止のための施策としては、取引先企業の倒産により経営の安定に支障を生じ、自らも倒産に陥ることを未然に防止するための倒産関連特例保証制度、中小企業倒産対策貸付制度、中小企業倒産防止共済制度や各種協議会の開催といった連鎖倒産防止対策と全国の主要商工会議所等に「倒産防止（経営安定）特別相談室」を設置して専門のスタッフが相談、指導等を行う倒産防止特別相談事業がある。

中小企業倒産対策貸付制度は、連鎖倒産の未然防止のため政府系金融機関（中小公庫、国民公庫）を通して実施される融資であり、その保証に当たっては、信用保証協会が協力している。中小企業倒産防止共済制度は、中小企業事業団が実施するものであり、中小企業者がこの共済制度に加入すると、取引先企業が倒産し売掛金債権等の回収が困難となった場合、あらかじめ積立てた掛金の額に応じて無担保・無保証人で迅速に共済金の貸付を受けることができる。



商工会議所、商工会連合会、商工調停士、弁護士、公認会計士等による倒産防止特別相談室による指導を受け、更には推薦を受けた中小企業者に対しては、都道府県の指定を受けた民間金融機関による融資の途も開かれる。

### 3) 官公需対策

官公需の発注に当り、中小企業者に受注の機会を確保することを目的とする「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）が1966年6月に制定された。

この法律は、1) 国及び公庫等が物品の買入れ、工事の請負、役務の提供等の契約を締結するに当って、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう積極的に努力すべきこと、2) この努力の方向とそれを裏付ける措置を明らかにするために、国は毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注機会の増大を図るための「中小企業者に関する国等の契約の方針」を作成するとともに、その要旨を公表すること、3) この方針の実効を確保するための措置として、各省庁の長等が毎年度終了後、国等の契約の実績の概要を通商産業大臣に通知することとし、通商産業大臣は、常に各省庁等の官公需の調達状況を把握するとともに、通商産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、必要があるときは、各省庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できること、4) 地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずること、などを主な内容とするものである。

本対策措置の適格企業は、資格審査を経たもの、一般的には中小企業者で破産者でないもの、過去に官公需契約の履行に当り不正な行為をしたなどのために契約に参加させることができない者を除き、企業規模、能力に応じて官公需入札に参加が可能となる。

### 4) 近代化対策

中小企業の近代化を促進するために「中小企業近代化促進法」が施行されており、本法を根拠として種々の施策が講じられている。

中小企業近代化促進法は中小企業の業種、業態に応じてきめ細かい近代化を推進するため、中小企業の実態を業種別に調査して、その実態に即した中小企業の近代化を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、1963年3月に制定された。

同法は制定以来、中小企業を取り巻く環境変化に応じて数次に亘る改正が行われ、その時々々の経済情勢に対応した業種別近代化の推進のための中核的施策として機能してきており、これまで同法の指定業種となったものは延べ186業種となっている。

a) 中小企業近代化計画を策定する指定業種

事業活動の相当部分が中小企業によって行われており（いわゆる中小企業性業種）、かつ、産業構造の高度化、国際競争力の強化又は国民生活の安定向上を図る立場から、早急にその近代化を図ることが必要であると認められる業種が政令で指定されている。

b) 中小企業近代化計画に掲げるべき事項

- 目標年度における製品の性能又は品質、生産費、製品の供給の見通し等の近代化の目標など
- 新商品・新技術の開発、設備の近代化、適正生産規模、競争の正常化、取引関係の改善等の近代化の目標達成に必要な事項
- 従業員の福祉向上、消費者の利益増進、環境保全等の近代化に際して配慮すべき事項について、指定業種毎に近代化計画を策定することとなっている。

Table 5.6 FUNCTIONAL ORGANIZATION OF MEASURES FOR SMALL- AND MEDIUM-SCALE BUSINESS  
(中小企業施策体系)

構造転換対策	小規模企業対策	経営基盤	策対策
<p>(一般中小企業向)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融合化促進対策 異分野業者の融合 補助金、低利融資、税制等</li> <li>2. 国際化対策 中小企業国際交流センター設立</li> </ol> <p>(特定中小企業向)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定業種対策 低利融資</li> <li>2. 特定地域対策 低利融資、特定地域活性化補助 (新規産業プロジェクトの発掘・ 育成のための補助)、加速的技術 開発</li> <li>3. 下請企業対策 下請企業への低利融資、技術開発 助成、下請企業テクノフェア</li> </ol>	<p>(小規模企業対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経営改善普及事業 商工会、商工会議所による経営 指導等への補助</li> <li>2. 経営改善資金融資 ・無担保、無保証人</li> <li>3. 設備近代化貸付・設備貸与</li> <li>4. 小規模企業共済制度</li> </ol> <p>(中小小売商業対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商店街の活性化 第3セクターへの高度化融資</li> </ol>	<p>(基本対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融 3機関融資(中小公庫、国民公庫、 商工中金) 高度化融資(中小企業事業団金利 : 2.7%又は無利子) 償還期限の延長</li> <li>2. 信用補完 保険限度額の引上げ、新事業開拓 保険等の創設、信用保障の弾力化</li> <li>3. 税制 法人税率軽減、みなし法人課税の 延長、融合化促進税制、地域情報 センターの創設</li> <li>4. 組織化 中小企業団体組合中央会の組合 指導への補助</li> <li>5. 診断・指導 都道府県等による診断・指導</li> </ol>	<p>(経営資源の充実)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人材養成 中小企業大学校</li> <li>2. 情報化促進 中小企業地域情報センター</li> <li>3. 技術力向上 技術開発助成(補助金、低利融資、 税制)、技術指導</li> </ol> <p>(その他)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下請企業対策 下請代金支払遅延等防止法、 下請取引の斡旋・指導</li> <li>2. 倒産防止対策 倒産防止相談</li> <li>3. 官公需対策 官公需についての中小企業者の 受注の確保に関する法律</li> <li>4. 近代化対策 中小企業近代化促進法</li> </ol>

Table 5.7 CONTENTS OF FINANCIAL SYSTEMS FOR MODERNIZATION OF EQUIPMENT IN SMALL- AND MEDIUM-SCALE BUSINESS  
 (中小企業設備近代化資金制度の内容)

	設備近代化資金貸付制度		設備貸与制度		リース事業
	割賦	事業	割賦	事業	
貸付対象者	主として従業員100人以下 の中小企業者	主として従業員20人以下の 中小企業者	主として従業員80人以下の 中小企業者	主として従業員80人以下の 中小企業者	ハイテク・情報機器等
貸付限度額	3,000万円以下	2,500万円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	
利子等	無利子	貸与損料 年4.5% 保証金 10%	貸与損料 年4.5% 保証金 10%	年7%程度 (税金、保険料込み)	
償還期間	5年以内 [ 公害防止設備 12年以内 ]	4年6ヶ月以内 [ 公害防止設備 11年6ヶ月以内 ]	6年6ヶ月以内 [ 公害防止設備 11年6ヶ月以内 ]	7年(84ヶ月)以内	

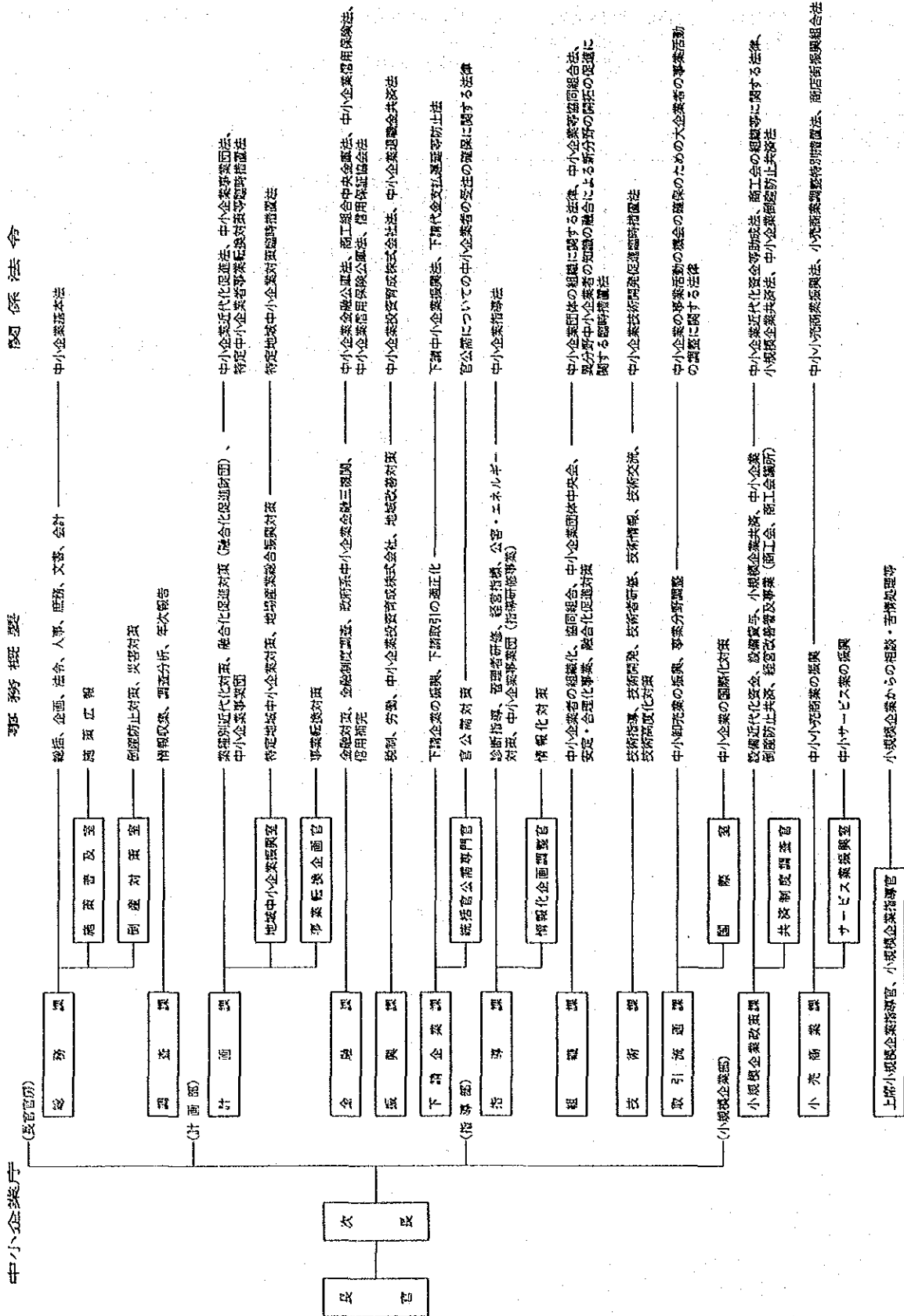
Table 5.8 SPECIAL LENDING ARRANGEMENTS OFFERED BY GOVERNMENT-RELATED FINANCIAL INSTITUTIONS FOR SMALL- AND MEDIUM-SCALE BUSINESS  
(政府系中小企業金融機関の特別貸付制度)

(1989年7月3日現在)

機関	貸付制度	金利 (%)	制度の概要	資金用途
△ ○	中小企業近代化促進等貸付	5.85	[近促法業種近代化資金] 中小企業の近代化	設・運
		5.85	[ガス事業近代化資金] (○) 中小ガス事業の近代化及び保安施設の整備の促進	設
△ ○	商業近代化貸付	5.85	[小売業近代化資金、卸売業近代化資金] 流通機構の合理化及び商業経営の近代化の促進	設・運
		5.35	[小売高度化資金] (○) 中小小売商業構造の高度化の促進	設・運
		5.85	[物流近代化資金] 物流業の合理化・近代化の促進	設
△ ○	中小企業構造改善等貸付	5.35, 5.85	中小企業の構造の改善の促進等	設・運
○	下請中小企業対策貸付	5.35, 6.0	下請中小企業の近代化の促進	設・運
◎	中小企業国際経済調整対策等特別貸付	4.85 (5.35)	[事業転換等資金] (△○) 中小企業の事業転換の円滑化等を図る	設・運
		6.0	[環境変化適応資金] 国際経済上の環境変化に積極的に対応した新事業進出等の促進	設・運
		4.85 (5.35)	[海外投資円滑化資金] (◎) 中小企業の海外投資の円滑化を図る	設
		4.85 (5.35)	[輸入品販売円滑化資金] (△○) 中小小売業者の輸入品販売拡大の促進	設・運
○	新事業・技術振興貸付	6.0, 5.35	[先端技術振興資金] 先端技術産業に関連する中小企業の育成	設・運
			[技術開発資金] 中小企業の技術力向上	設・運
		6.0	[内需型新規産業振興資金] 内需型産業構造転換に資するサービス業の高度化の促進	設・運
○	情報基盤整備貸付	4.85 (5.35) 5.35, 5.85	中小企業のオンライン情報化、高信頼性の向上の促進	設

- 注: 1. ( ) 内は、4年目以降の金利  
2. 機関欄の○印は中小企業金融公庫、△印は国民金融公庫、◎印は中小企業金融公庫、国民金融公庫及び商工組合中央金庫が取扱っていることを示す。  
3. 貸付限度額は、原則、中小企業金融公庫 3億 5,000万円～ 5億 2,000万円、国民金融公庫 3,500万円～ 5,200万円  
4. 資金用途欄の設は設備資金、運は運転資金を示す。

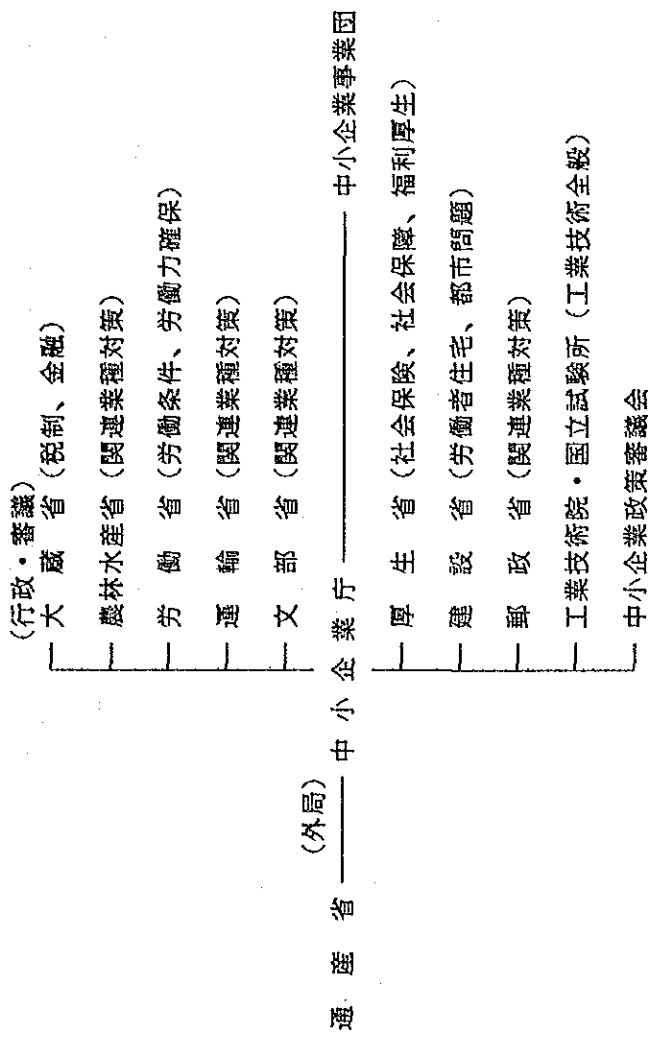
Figure 5.1 ORGANIZATION, FUNCTIONS AND RELEVANT LAW OF SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES AGENCY  
 (中小企業庁の組織、事務概要及び関係法令)



Source: 1989年度版 中小企業振興 企業と功成

Figure 5.2 SYSTEM FOR IMPLEMENTATION OF MEASURES FOR SMALL- AND MEDIUM-SCALE BUSINESS  
 (中小企業振興実施の実行体系)

A. 行政機関



B. 実行機関

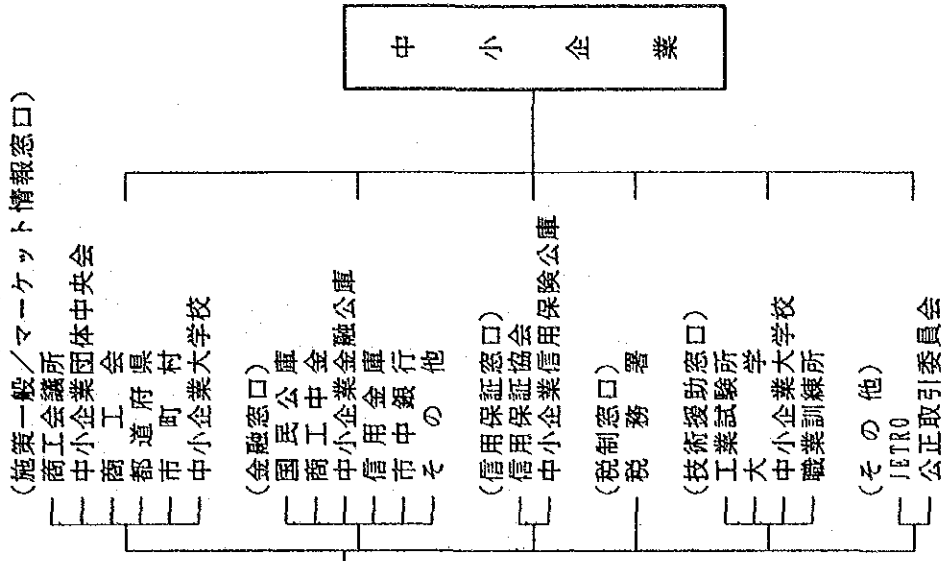


Figure 5.3 ARRANGEMENTS FOR INTERNATIONALIZATION MEASURES FOR SMALL- AND MEDIUM-SCALE BUSINESS  
(中小企業国際化対策体系図)

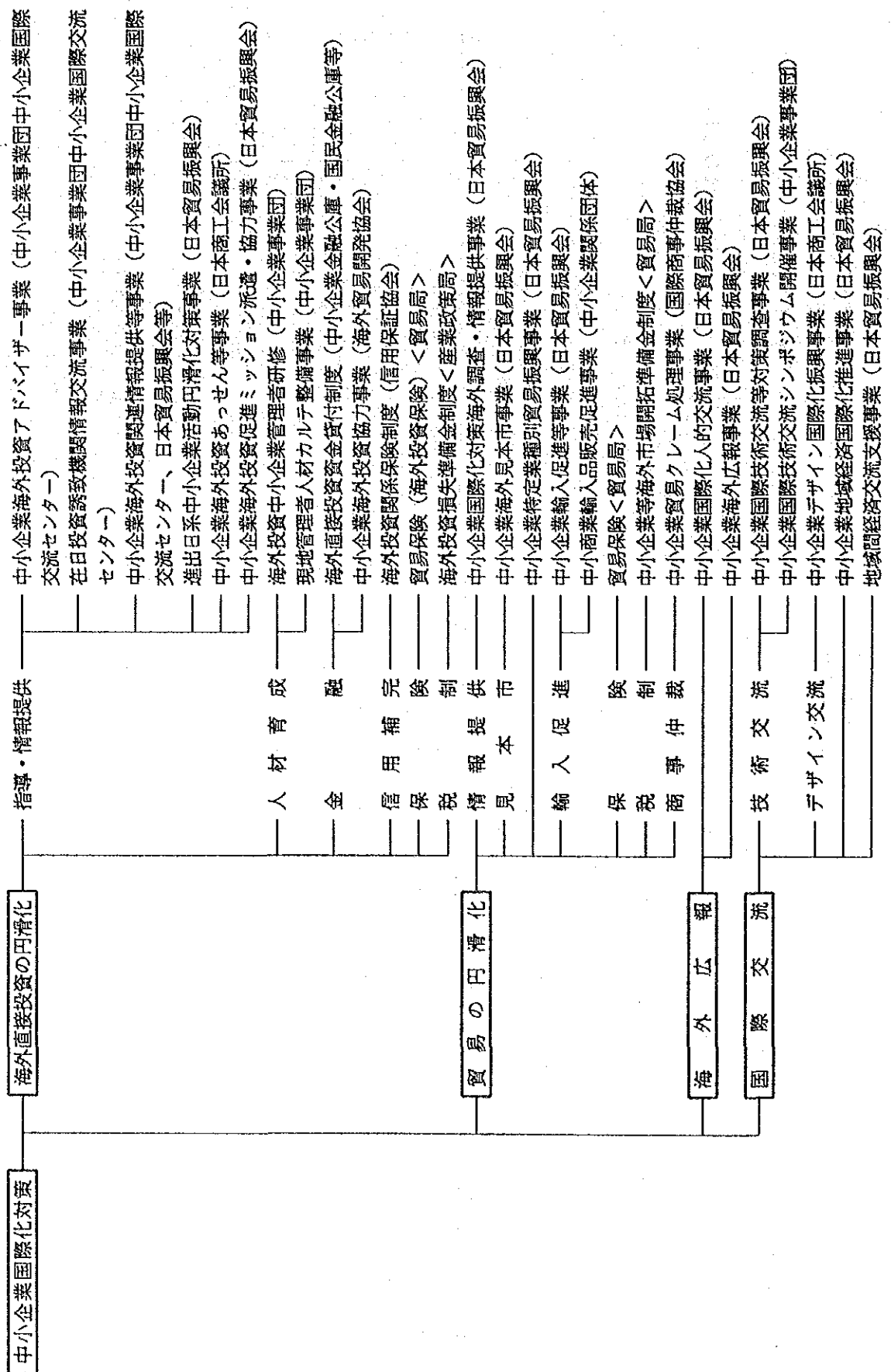




Figure 5.4 SCHEMATIC DIAGRAM OF THE TEMPORARY LAW FOR CONVERSION OF SPECIFIC SMALL-SCALE BUSINESS ACTIVITIES

(特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の体系図)

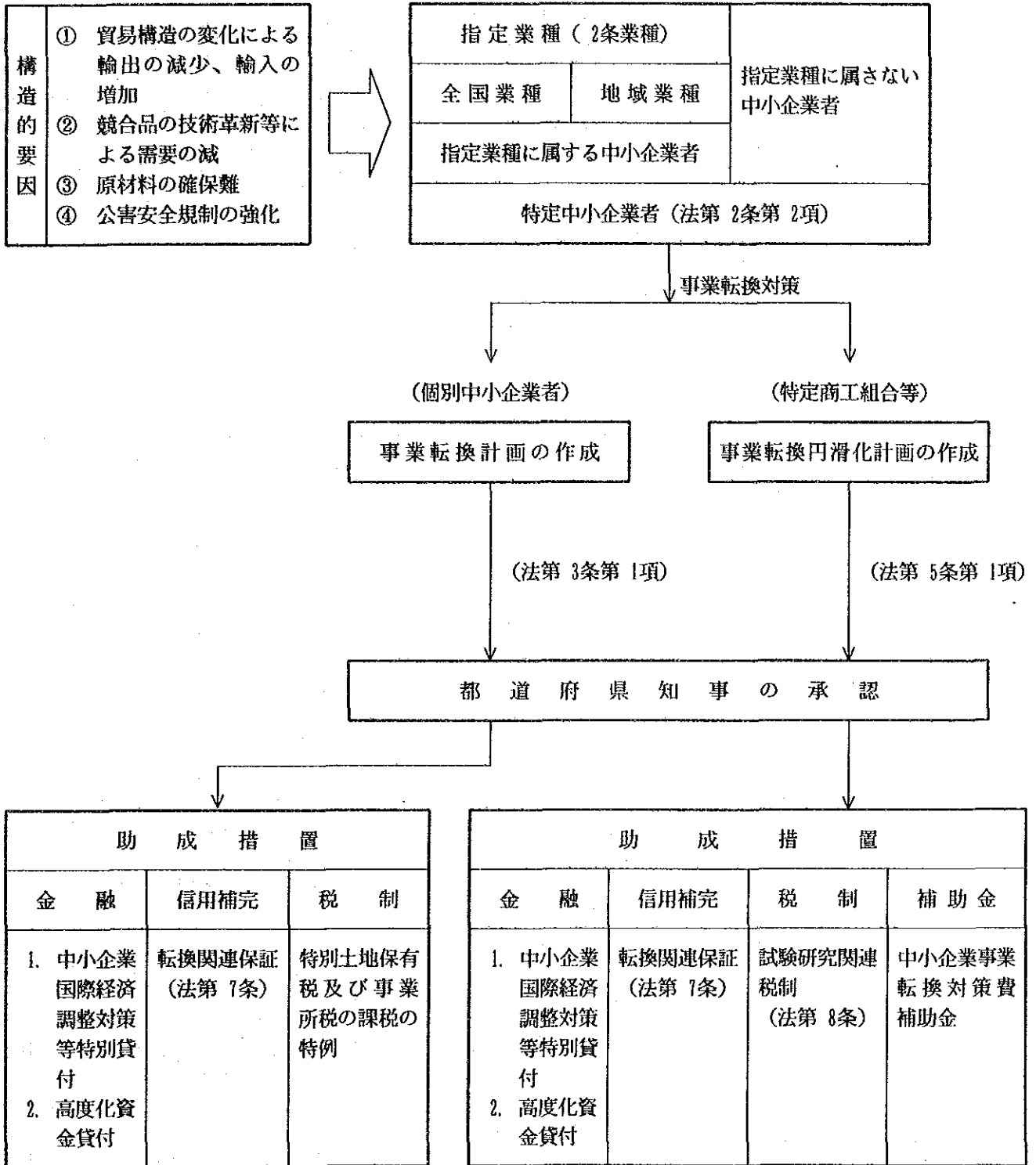


Figure 5.5 SCHEMATIC OUTLINE OF THE LAW FOR TEMPORARY MEASURES FOR SMALL BUSINESS IN SPECIFIED REGIONS

(特定地域中小企業対策臨時措置法の体系図)

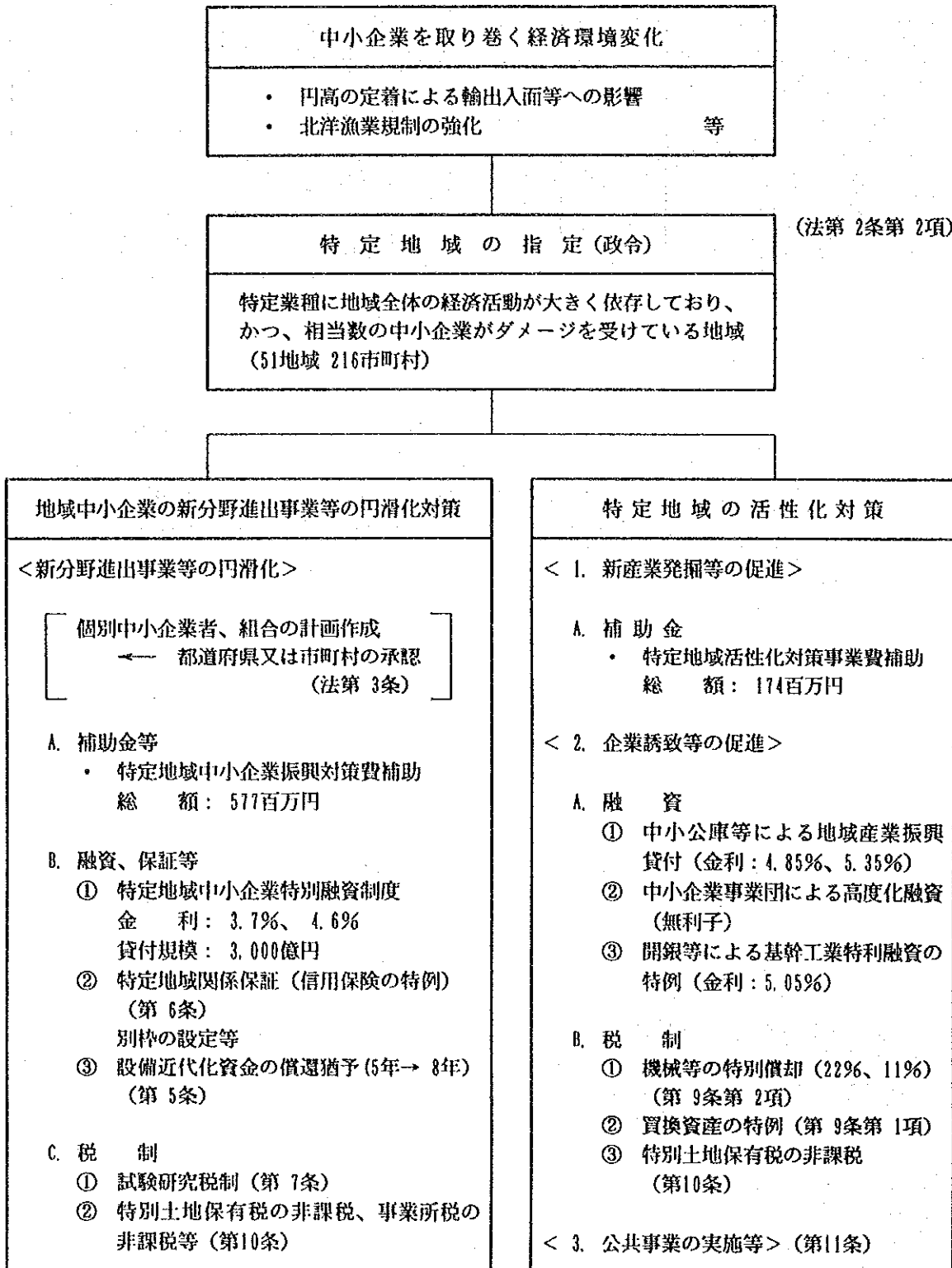


Figure 5.6 OPERATIONAL ARRANGEMENT IN RELATION TO THE LAW FOR PROMOTION OF SMALL-SCALE-BUSINESS SUBCONTRACTORS (下請中小企業振興法の体系図)

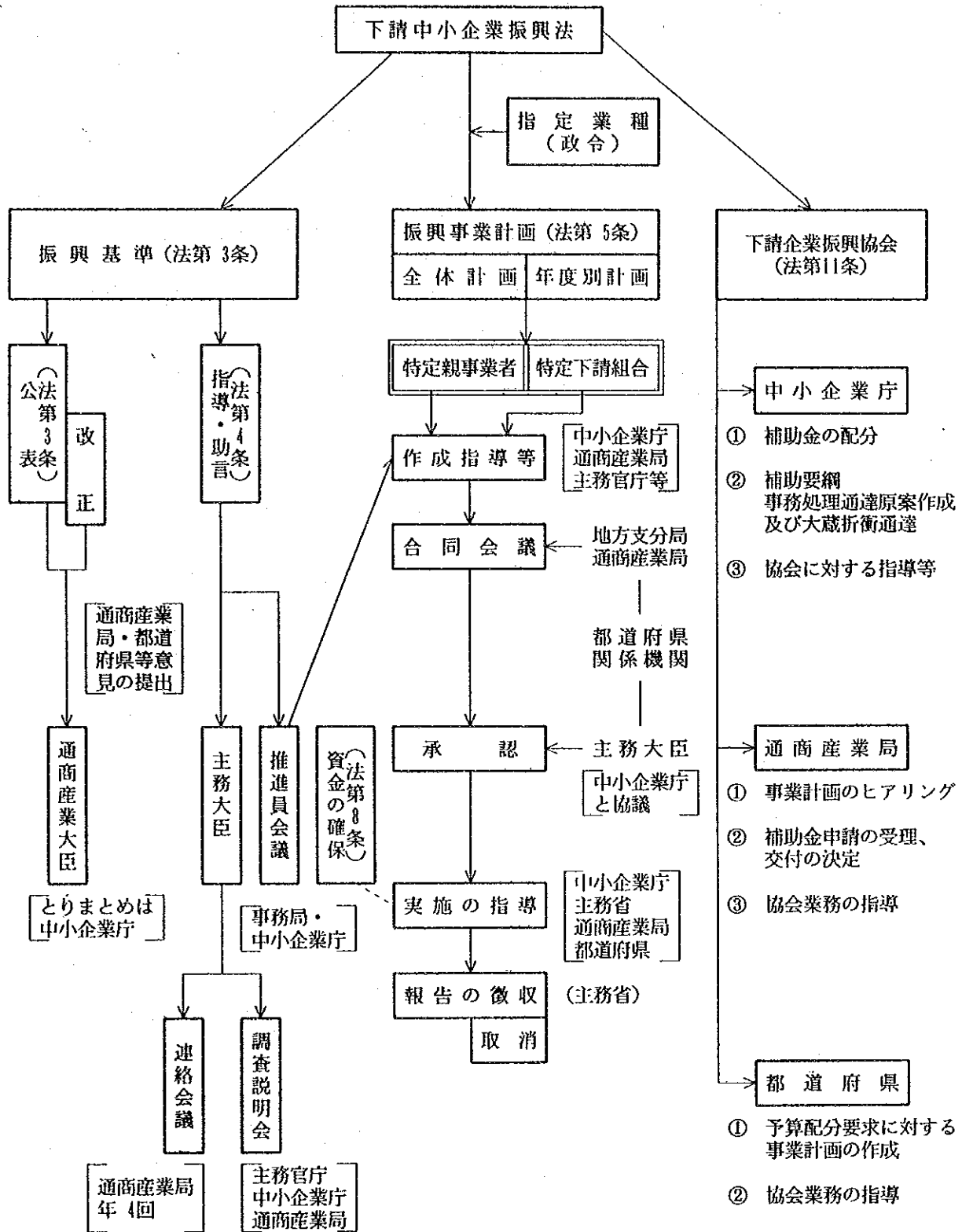
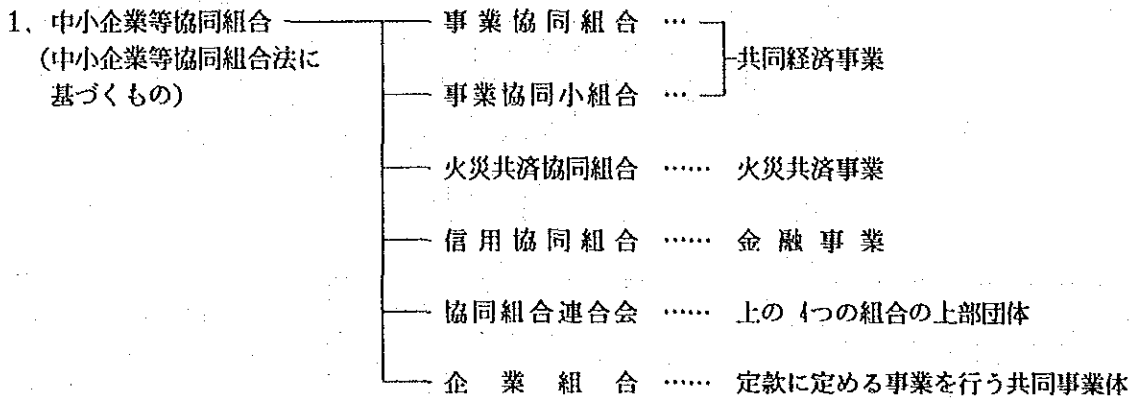


Figure 5.7 BUSINESS ORGANIZATION STRUCTURE  
(組合制度の仕組み)



2. 協業組合 ..... 協業にかかる事業及びその関連事業を行う共同事業体  
(中小企業団体の組織に関する法律に基づくもの)

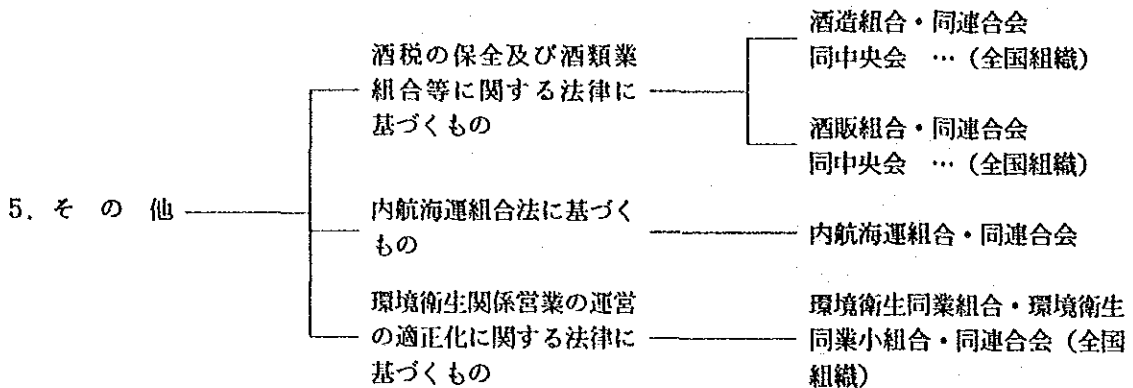
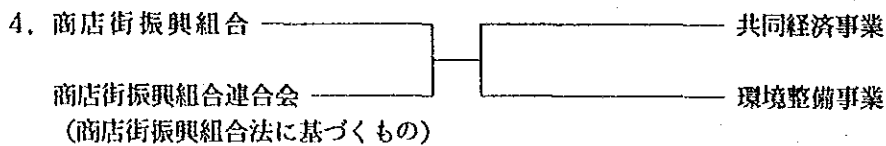
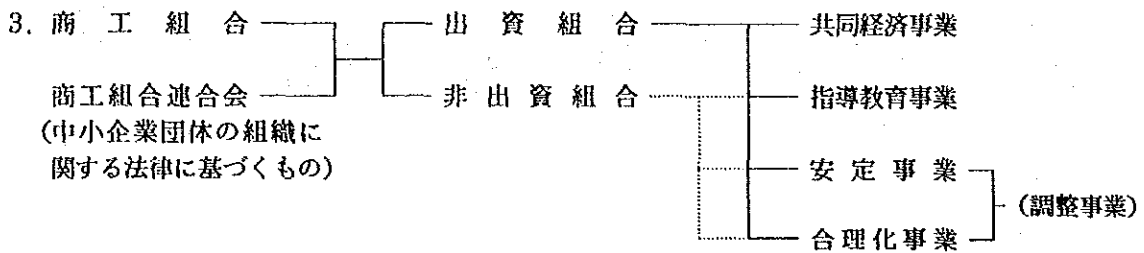


Figure 5.8

SCHMATIC DIAGRAM OF GUIDANCE ACTIVITIES FOR SMALL BUSINESS  
(中小企業指導事業の仕組み)

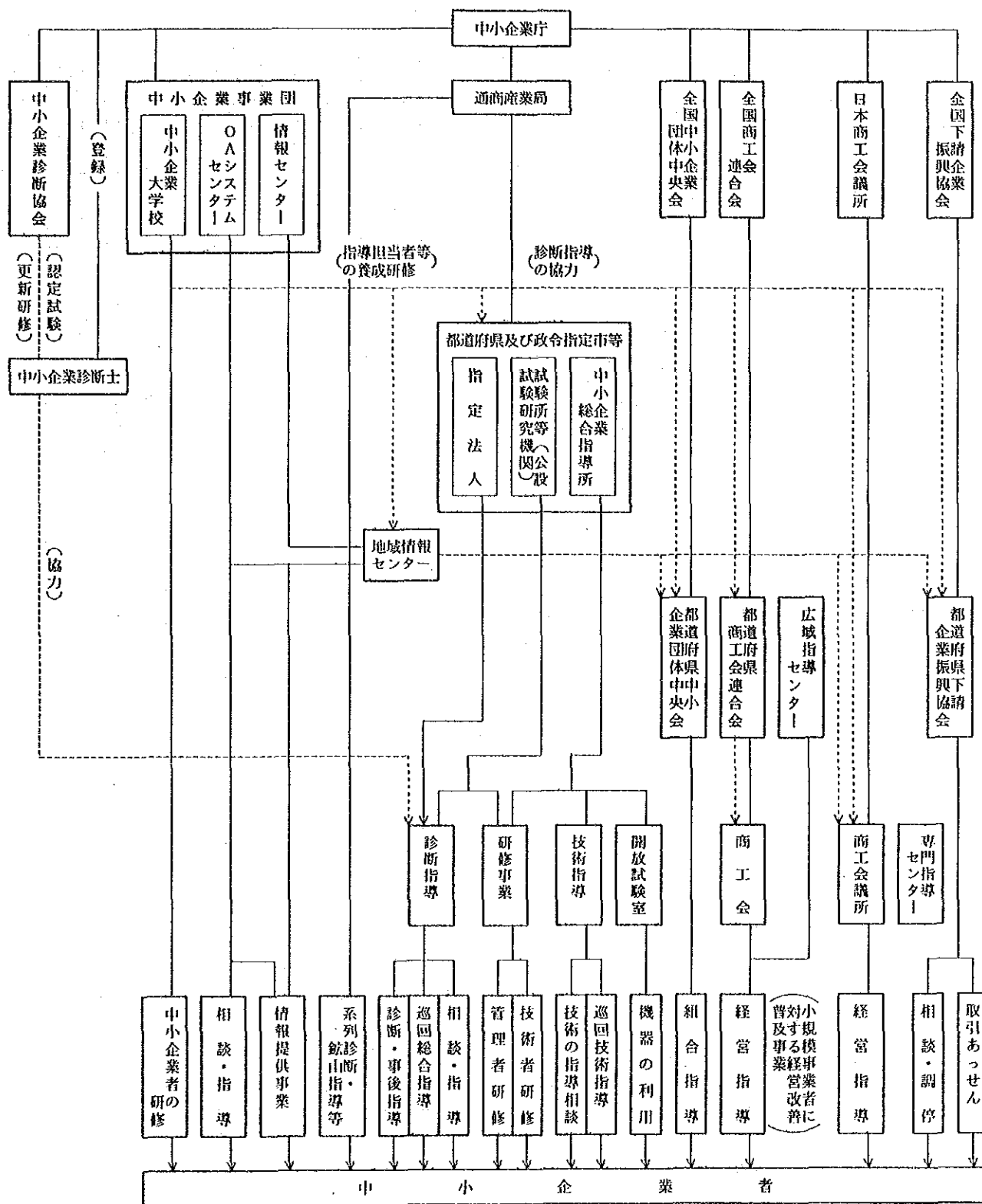


Figure 5.9 COLLECTION AND SUPPLY OF INFORMATION  
 (情報の収集・提供の体系図)

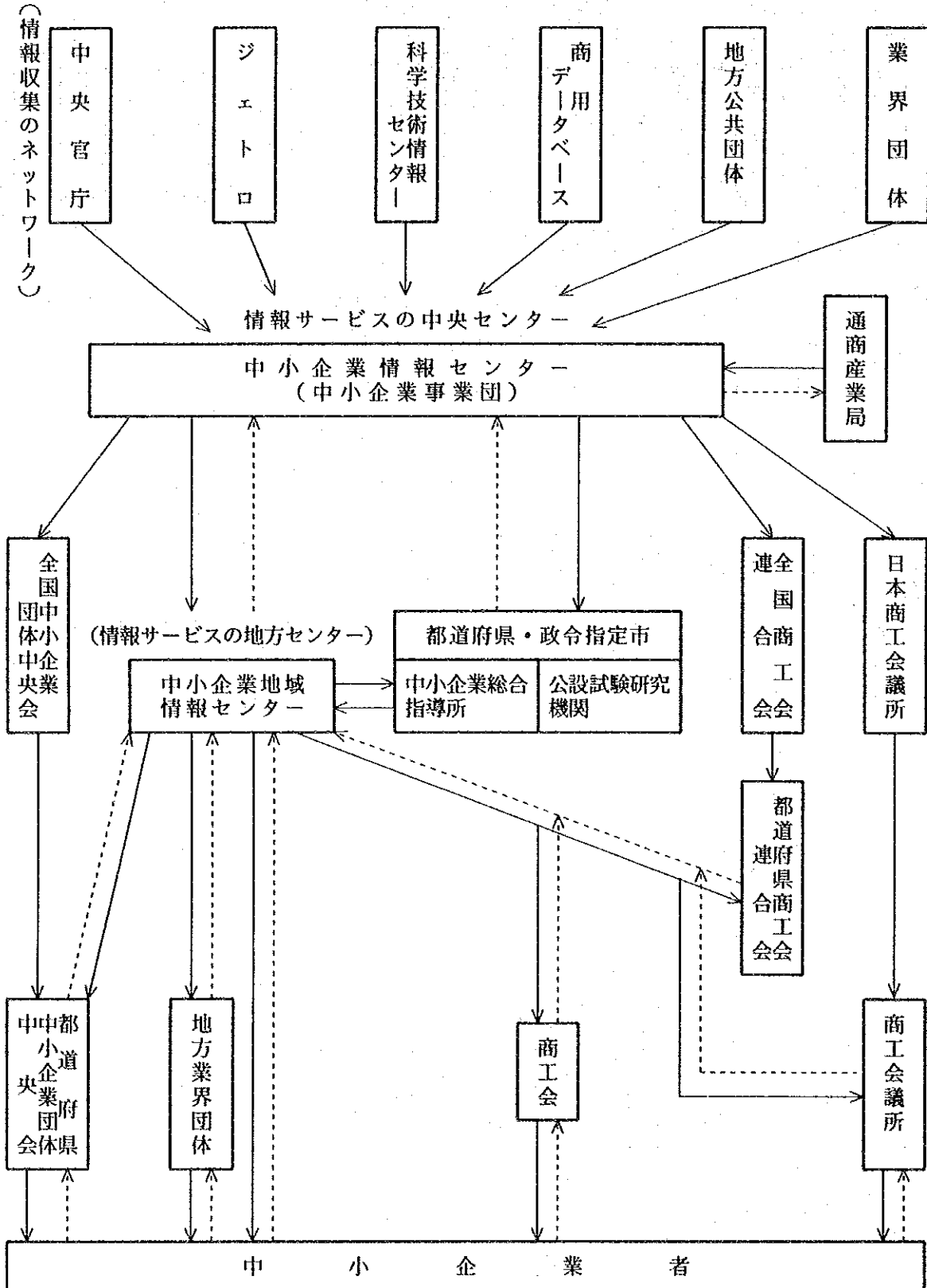
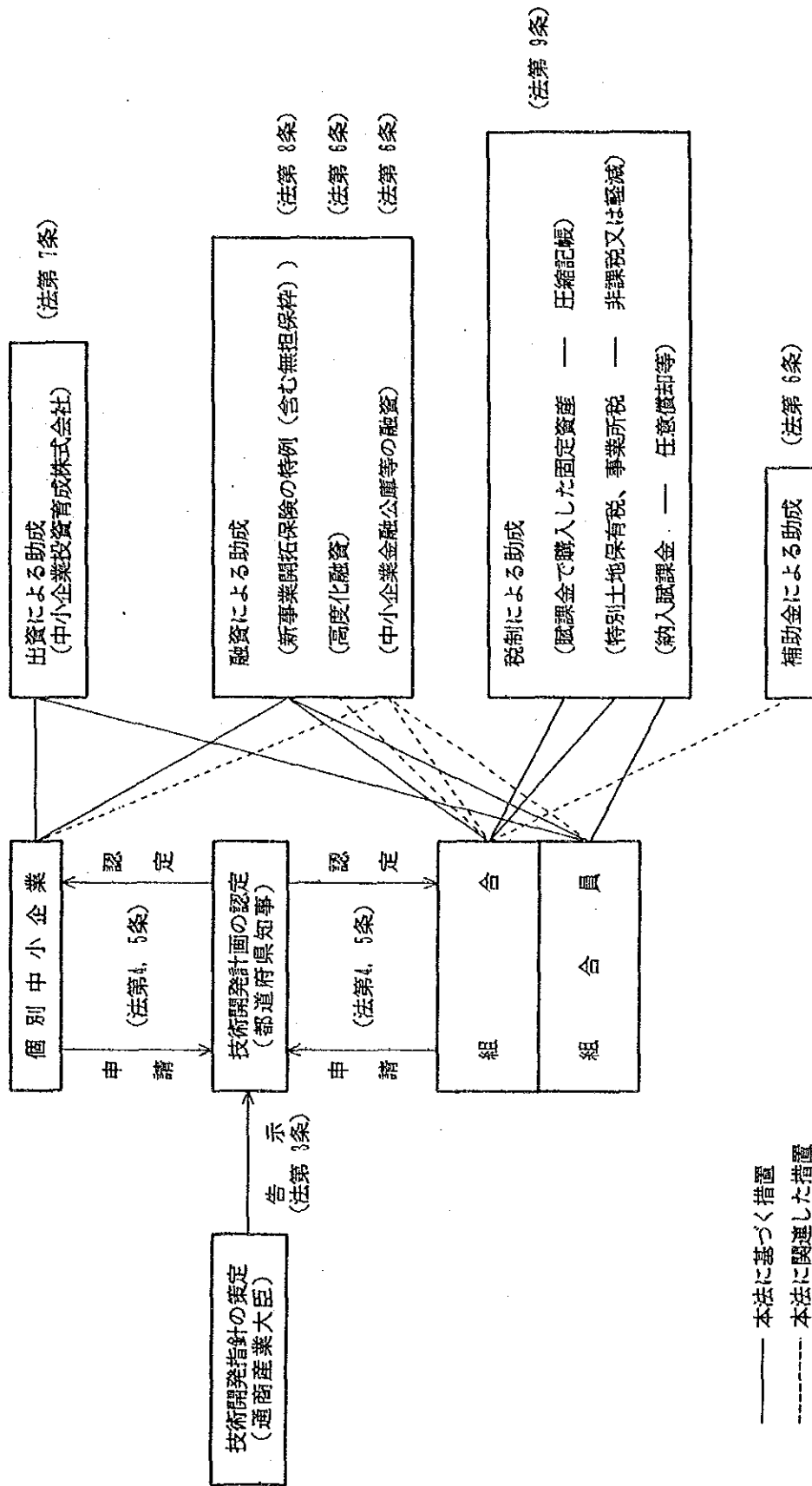


Figure 5.10 SCHEMATIC ORGANIZATION FOR THE LAW FOR TEMPORARY MEASURES FOR PROMOTION OF RESEARCH AND DEVELOPMENT BY SMALL BUSINESS (中小企業技術開発促進臨時措置法の体系図)



## 第6章 コロンビアの金融事情と制度金融



## 第6章 コロンビアの金融事情と制度金融

### 6.1 コロンビアの金融市場と金融政策

#### 6.1.1 金融事情の歴史的変遷

金融事情は経済の変動とともに変遷する。コロンビアにおいては、主要外貨収入源であるコーヒーの国際相場の動きによって金融界も揺れ動いてきた。以下にここ15年間のコロンビアの金融事情の変遷を概観する。

コーヒーの一大生産国であるブラジルにおいて、1975年に大霜害、1978年、1979年に小霜害が発生し、コーヒーの国際相場価格が上昇するとともにコロンビアからの輸出量も史上空前の規模となった。このコーヒー・ボナンザによって大量の外資がコロンビアに流入し、通貨の流通量が増大しインフレ圧力が強まった。政府は、外資のペソへの交換を制限し、金利を引き上げる一方で、市中銀行に100%の準備金を義務付ける通貨流通抑制策をとった。

この結果、市中銀行にとっては手元流動性が制限され、預金金利高も加わって、収益性を圧迫されることになった。流通抑制策にもかかわらず、過度の流通量をもった通貨はインフレ傾向の中で、より高金利を提供するファイナンス・コーポレーションや商業金融企業へ流れた。1975年には1社に過ぎなかったファイナンス・コーポレーションは1978年には6社を数え、商業金融企業は1977年から1978年の間に18社創設された。市中銀行が抑制策で失った市場を、抑制策の枠外にあるファイナンス・コーポレーションや商業金融企業が占めていったことになる。

1980年下半期にコーヒー・ボナンザが終り、1970年代黒字基調であった貿易収支が悪化し、1981年から1983年まで大幅な赤字を出すことになった。この赤字は対外債務で穴埋めをせざるを得なくなった。

政府はこの危機を内需拡大政策で乗り切ろうとしたが、政策の一環である輸入自由化が国内産業を直撃し、またベネズエラ、エクアドルの通貨切り下げによってコーヒー以外の輸出が減少することなどによって、不況は深刻化し1982年/7月から1983年//6月までの大不況へと進んでいった。1980年までのコーヒー・ボナンザによって十分な資金を持っていた金融界は、製造業、サービス業、不動産

を悪化させていった。また、一方では銀行グループ内企業への不良貸出しによって、流動性を失いつつあった。1982年に入ってこの金融界の業績悪化は危機的状況となって表面化した。

政府は1982年の法令2920号によって経済緊急事態を宣言し、経営危機に陥った金融機関の国営に踏み切った。国営化は1986年まで続き、同年、住宅抵当銀行、農業銀行、社会積立金庫以外に27の銀行があったが、そのうち9行が国有となった。一方で政府は、経済緊急事態を乗り切るため、種々の政策を打ち出していった。1983年には、輸入制限を行い外貨の流出を防ぐとともに国内産業を保護し、1984年には付加価値税を導入し国庫収入を26.6%増加させ、全体としては緊縮財政をとり、貿易収支の改善を図った。また、民間企業に対しては自己資本の強化のための基金(FONDO DE CAPITALIZACION EMPRESARIAL)も創設した。全体の1/3が回収不能勘定に苦しんでいた金融機関に対しては、1984年から1985年にかけて、(1)金融資本強化基金(FONDO DE CAPITALIZACION FINANCIERA)を創設して金融機関の資本強化を図り、(2)金融機関保証基金(FONDO DE GARANTIA)を創設して倒産を防止し、(3)準備率を45%へ切り下げ、(4)金融界監督機関の再編成などを実施した。

1986年に入って前記の経済政策、金融政策が功を奏し、折からのブラジルの干害によるコーヒー相場の上昇もあって貿易収支は黒字に転じ、金融機関も収益を回復した。その後1989年まで比較的安定した貿易収支、経済成長が続いている。この時期をとらえて、コロンビア政府は1990年に入って世界銀行のあと押しを得て経済自由化を推進することを決定し、その一環として金融の自由化も推進されることになった。金融の自由化によって、輸出や中小・零細企業に対して設けられていた優遇金利制度は全廃される方向にある。制度金融のために銀行やファイナンス・コーポレーションに課せられていた強制資金拠出制度(Forced Investment)も廃止となり、金利の設定も自由化される。また、1990年には国家管理下にある金融機関の再民営化の手続きも開始された。

## 6.1.2 金融及び資本市場の現状

### (1) 市場構成

コロンビアの金融市場の構成を金融資産別に見ると、Table 6.1 に示したとおり銀行及び貯蓄・住宅ローン銀行(CAVs)が主であり、1988年の両者の金融資産合計は全金融資産の86.1%を占める。ただし、この構成比は低下傾向にあり、特に1988年～1989年では、前年比4%低下している。主たる原因は、

銀行の金融資産構成比が1988年を境にして低下傾向にあり、1988年～1989年では銀行、CAVsともに低下を示したためである。

これに対して開発銀行 (Finance Corporation) や商業金融会社 (Commercial Finance Companies) が近年、金融資産構成比を増加してきている。1985年と1989年の金融資産残高の伸び率は銀行、CAVsがそれぞれ 2.5倍、2.7倍なのに対して、開発銀行、商業金融会社はそれぞれ 3.5倍、3.9倍の伸びとなっている。

Table 6.2 に金融市場の機関別貸出状況を示している。金融市場の機関別貸出状況を見ると、銀行及び貯蓄・住宅ローン銀行で4分の3を占めている。ただし、銀行及び貯蓄・住宅ローン銀行の構成比は低下傾向にあり、開発銀行、商業金融会社の構成比が増加してきている。また、1986年～1988年の貸出残高の伸びを各機関別にみると、銀行 1.8倍、CAVs 1.6倍、開発銀行 1.7倍、商業金融会社 2.0倍となっている。

## (2) 資本市場の現状

コロンビアの資本市場は、3つの証券取引所 (ボゴタ、メデジン、カリ) から構成されている。特色として、Table 6.3 のとおり、発行市場に対して流通市場が半分以下の規模であり、資本市場としての機能が十分ではない。つまり発行市場で発行された株式、債券などが流通市場で十分に流通してこそ投資家は当該株式、債券を購入するメリットが生じるわけであり、このメカニズムが十分に形成されていない市場は資本市場として機能が十分でないと言える。コロンビアの資本市場の成長性を見た場合、発行市場は1986年、流通市場は1985年をピークに市場は減少に転じている。

したがって、コロンビアの資本市場は企業にとって、資金調達、運用の手段としては当面、市場のアンバランス、成長の減退という現状から期待できないものとなっている。これに対し、コロンビア政府は従来乗っ取り防止の観点から株式の発行をごく内輪で行い、流通を阻害する原因となっていた株式制度を改めるために、新たに無議決優先株 (Non Voting Stock: 議決権はないかわりに配当を優先して受けることができる) の発行を許可した。また、過去一年間に増資した企業については、普通社債 (Straight Bond) 発行総額の上限を過去の増資の20%まで、転換社債 (Convertible Bond) の場合は40%まで許可することとした。更に、中小企業の社債発行を可能にするため、

信託会社を通じて数社乗り合いの社債発行も許可するなど、コロンビア政府は資本市場育成に注力している。

### 6.1.3 金融及び金利政策

#### (1) 金融政策の目的

コロンビアの金融政策の基本目標は、インフレを抑制しつつ経済成長を遂げることに主眼が置かれている。したがって、短期的にはインフレの抑制、中・長期的には経済開発基金の円滑な供給を行おうというものである。

#### (2) 通貨流通量のコントロール方法

コロンビアの金融政策は、法定準備率の変更、公開市場操作によるマネーサプライの管理が中心となっている。

法定準備率の変更は、金融機関に対し一定額の支払準備を行わせ、それによって通貨を金融市場から吸収したり、金融市場に供給したりする金融政策である。1975年に起ったブラジルのコーヒー大霜害によりコーヒーの国際相場が急騰し、コロンビア経済が大活況を呈したときは、法定準備率を100%とし、金融機関の信用創造を行いにくくし、結果としてマネーサプライの量を減らした。その後景気過熱が落ち着くに従い、法定準備率は低下した。現在では金融自由化、外国銀行の参入に伴う競争激化に備えて、金融機関の体力を向上させる意味合いから法定準備率は低下し、民間金融機関で39~44%、国営金融機関で53~65%となっている。

公開市場操作では、証書制度が特色となっている。この証書制度は、例えば輸入預託金などの納入と引き換えに証書を発行する形式で行われる。この証書は、本来輸入規制が主であったが、今日では通貨吸収の重要な手段となっている。

コロンビアの金融政策の結果を見ると、Table 6.4のとおり通貨供給量(M1)はタイムラグはあるにせよほぼGDPの変化に対応している。これにより急激なインフレ圧力を抑制してきた。この金融政策が奏効し、コロンビアは南米諸国の中でもインフレの進行が低い国になっている。

### (3) 金利政策

1970年代の後半の通貨過剰流動性を抑制するために政府は金利を引き上げたが、1980年に入って金利は原則自由化された。コロンビアの金利は、定期預金の金利に連動して変動している（Figure 6.1参照）。基準金利をDTF (PROMEDIO DE LA TASA DE CAPTACION PARA DEPOSITOS A TERMINO DEL SISTEMA FINANCIERO) と称し、主要銀行が毎週提示する90日ものの定期預金の金利の平均値であり、毎週発表される。各銀行はこのDTF に一定の利鞘を上乗せして貸出すことになる。1989年のDTF rateをTable 6.5 に示した。

自由金利のほかに優遇金利による制度金融 (Directed Credit) がある。これは特定分野、特定地域、あるいは特定の目的のために基金を設け優遇的金利で貸付け、国家開発計画を側面から助成しようとするものである。民間工業セクターに関連のあるものとして、産業金融基金 (FFI) 、民間投資基金 (FIP) 、企業資本形成基金 (FCB) や輸出振興基金 (PROEXPO) がある。基金の原資を調達するため、商業銀行やファイナンス・コーポレーションに強制的に中央銀行の発行する証券を購入させる。これは強制投資 (Forced Investment) と呼ばれるものである。

強制投資と目的別制度金融は政府の管理による金融であるから金融の自由化からはずれるものとなる。世界銀行は、コロンビア政府に対して完全自由化を提言し、上記の金融制度を撤廃することを求めた。1990年に入って、政府はこの提言を受け入れて各種の優遇金利を全て廃止する方向へ動き出した。今後の金利政策はこの方針にそって進められることになる。

#### 6.1.4 外資政策

従来コロンビアは、アンデス共同市場の出資比率に対するフェードアウト（段階的に企業の外資比率を引き下げ、15年以内にコロンビア資本が51%以上を占める内国企業又は合弁企業へ転換すること）や外国企業がコロンビアで資金調達を行う際に長期資金の調達ができない等の外資規制を遵守し、外資導入について積極的ではなかった。しかし、アンデス共同市場の他国は事実上、この外資規制を骨抜きにしており、建て前と現実に大きなギャップが生じたことから現状に合わせるため、アンデス共同市場の外資規制の改正が必要とされた。

1987年にアンデス共同市場の外資規制が全面改定され、それを受けて1987年7月にコロンビアは外資導入に関わる国内法の改定に踏み切った。具体的には外資の進出分野の拡大、外資による国内企業の株式買収の認可、海外への利益送金額の引き上げであり、積極的に外資導入を図る方向に変わった。

現在の外資導入及び優遇制度は次のようになっている。

1) 原材料、資本財の輸入に対する特典

原材料の輸入に当り、その原材料が輸出向けの生産に使用される場合は、INCOMEX（外国貿易庁）と事前の契約があれば事前預託金、輸入ライセンス、領事査証税及び関税が免除される。資本財の輸入については特別の恩典はない。機械類を単品ではなくセットで輸入するためのグローバルライセンスは優先処理されるが、中長期のクレジットを得る必要がある。

2) 送金・再投資

中央銀行に登録済みの外国投資額の25%までの利潤を海外送金できる。再投資は直接外国投資として取り扱わず、外国投資として中央銀行に登録されないため、配当送金できない。

3) 現地資金調達規制

外国企業は、長期の開発融資を除いてすべての国内資金を利用できる。

4) 国産化率

外国企業の認可に当って、国産化率の向上の義務はない。

5) 輸出奨励、輸出義務

外国企業の認可を行う企画庁の認可基準には、雇用拡大、技術、公害、国際収支への寄与等があるが、商社及び組立産業を除き輸出義務はない。商社の場合、コロンビアに対する投資額の40%を輸出する義務がある。組立産業の場合、経済開発省との契約に際して、ケース・バイ・ケースで輸出義務が課せられる。

6) 規制業種

公共サービス部門、通信、TV番組制作、映画の配給・上映、住宅建設、国内旅客輸送については、外国企業の設立は認められない。鉱業部門への投資は、合弁形態が原則となっている。

金融・保険部門への新規直接投資は認められない。金融・保険部門への外資導入について積極的に推進すべく法案の上程を準備中である。

Table 6.1 FINANCIAL ASSETS BY FINANCIAL INSTITUTION

Unit: 1,000 million pesos

	1985(%)	1986(%)	1987(%)	1988(%)	1989(%)
Banks	464.5 (44.6)	638.4 (46.0)	833.9 (47.6)	931.4 (43.5)	1,184.3 (41.1)
Saving	172.0	257.0	331.0	389.7	476.3
CDT	292.5	381.4	502.9	541.7	708.0
CAVS	436.5 (42.0)	562.6 (40.5)	678.9 (38.8)	911.4 (42.6)	1,180.1 (41.0)
Finance Corporations	65.7 (6.3)	83.7 (6.0)	93.1 (5.3)	112.7 (5.3)	232.8 (8.1)
Commercial Finance	70.7	99.8	141.3	180.9	276.7
Companies	(6.8)	(7.2)	(8.1)	(8.4)	(9.6)
Others	3.0 (0.3)	3.0 (0.3)	3.6 (0.2)	4.9 (0.2)	7.7 (0.2)
Total	1,040.4 (100.0)	1,387.5 (100.0)	1,750.8 (100.0)	2,141.3 (100.0)	2,881.6 (100.0)

Source: BANCO DE LA REPUBLICA, SITUACION MONETARIA



Table 6.2 CREDIT BY FINANCIAL INSTITUTION

Unit: 1,000 million pesos

	1986(%)	1987(%)	1988(%)	1989/2(%)
Banks	1,156.2 (53.3)	1,540.7 (53.7)	2,051.3 (54.4)	2,508.3 (51.3)
CAVs	536.1 (24.7)	679.5 (23.7)	862.5 (22.9)	1,160.4 (23.7)
Finance Corporations	382.7 (17.6)	500.6 (17.5)	665.5 (17.6)	927.8 (19.0)
Commercial Finance Companies	95.6 (4.4)	146.1 (5.1)	194.1 (5.1)	290.8 (6.0)
Total	2,170.6 (100.0)	2,866.9 (100.0)	3,773.4 (100.0)	4,887.3 (100.0)

Source: SUPERINTENDENCIA BANCARIA, INFORME FINANCIERO SEMANAL

Table 6.3 TREND OF CAPITAL MARKET

Unit: Million pesos

	1984	1985	1986	1987	1988
Issuing Market	217,524	609,152	3,903,164	2,518,538	1,338,709
(Change: %)	( - )	( 180.0 )	( 540.8 )	( -35.5 )	( -46.8 )
Delivery Market	151,958	327,285	357,675	550,774	513,314
(Change: %)	( - )	( 115.4 )	( 9.3 )	( 54.0 )	( -6.8 )

Source: 1988 DANE, MISSION PROCESS

Table 6.4 ANNUAL CHANGE OF MONETARY AND INTEREST POLICY INDICATOR

	1984	1985	1986	1987	1988	1989
Consumer Price Index	18.3	22.5	20.9	24.0	28.1	26.1
Wholesale Price Index	21.2	23.0	24.4	25.2	29.3	25.6
Money Supply (M1)	23.4	28.2	22.8	32.9	25.8	24.4
Broad Money Supply (M2)	24.5	34.0	26.9	29.5	23.4	26.5
Implicit Price in GDP	22.2	24.9	29.2	22.8	27.0	26.7

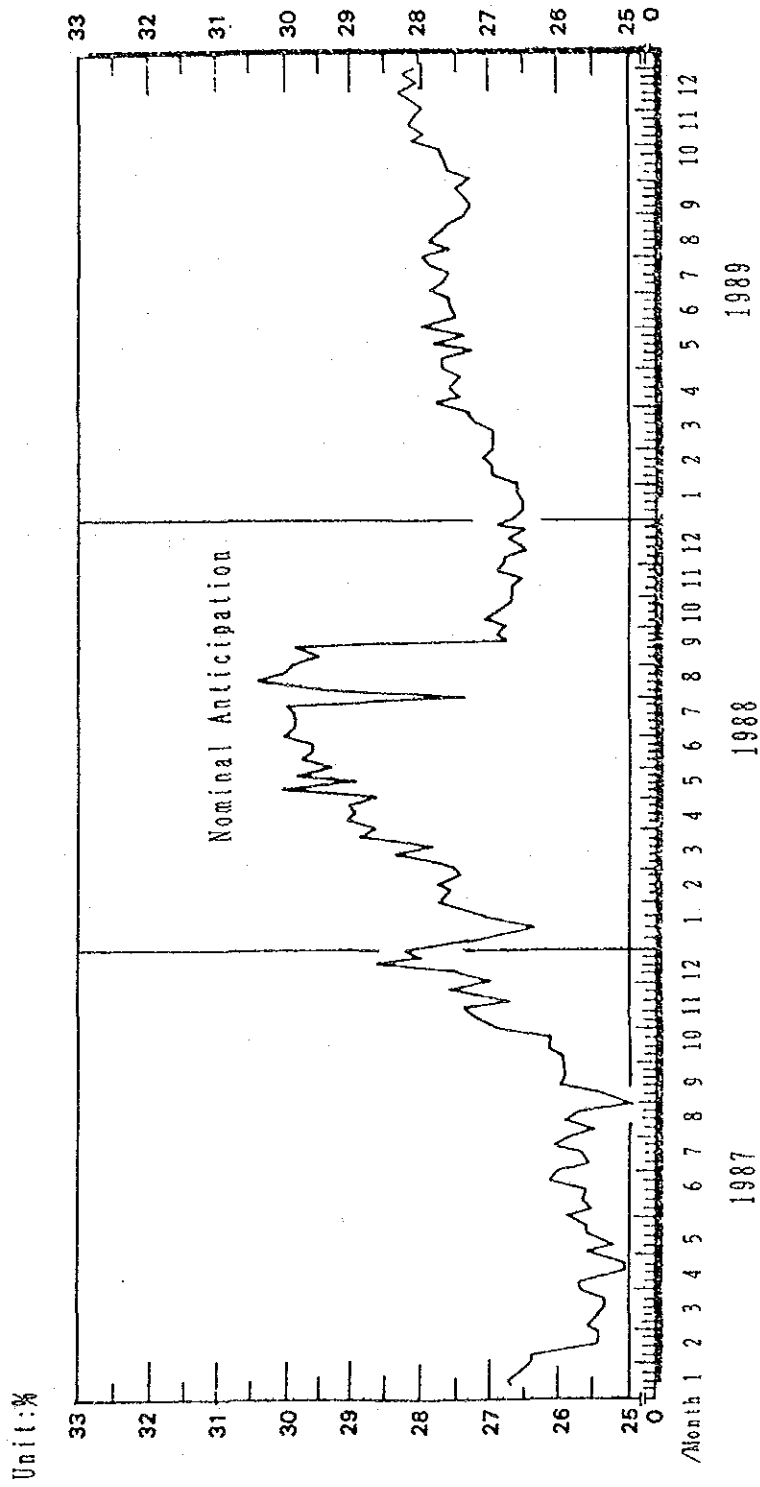
Source: DANE AND BANCO DE LA REPUBLICA

Table 6.5 DTF RATE IN 1989

		Unit: %
		DTF Rate
1989	January 2-8	27.15
	January 9-15	27.01
	January 16-22	27.08
	January 23-29	26.92
	February J30-5	26.93
	February 6-12	27.03
	February 13-19	27.33
	February 20-26	27.27
	March F27-5	27.57
	March 6-12	27.48
	March 13-19	27.68
	March 20-26	27.66
	April M27-2	27.53
	April 3-9	27.58
	April 10-16	27.59
	April 17-23	28.01
	April 24-30	27.84
	May 1-7	27.93
	May 8-14	28.03
	May 15-21	28.24
	May 22-28	28.12
	June M29-4	28.09
	June 5-11	28.16
	June 12-18	27.67
	June 19-25	28.26
	July J26-2	28.06
	July 3-9	28.06
	July 10-16	28.07

Source: BANCO DE LA REPUBLICA

Figure 6.1 RATE OF INTEREST OF 90-DAY TIME DEPOSIT (DTF RATE)



Source: BANCO DE LA REPUBLICA